

吉賀町告示第16号

平成29年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月15日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成29年3月6日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月15日に応招した議員

○3月16日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○ 3 月 22 日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成29年 第1回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年3月6日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成29年3月6日 午前9時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成29年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）
- 日程第7 発議第2号 米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）
- 日程第8 報告第1号 放棄した私債権の報告について
- 日程第9 議案第9号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第11号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第13号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第16号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第17号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第18 議案第18号 請負契約の変更について
- 日程第19 議案第19号 吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第23号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第24号 吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第25号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第26号 吉賀町斎場条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第27号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第28号 平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成29年度吉賀町一般会計予算
- 日程第36 議案第36号 平成29年度吉賀町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成29年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）
- 日程第7 発議第2号 米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）
- 日程第8 報告第1号 放棄した私債権の報告について
- 日程第9 議案第9号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第11号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第13号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第16号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第17号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第18 議案第18号 請負契約の変更について

- 日程第19 議案第19号 吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第23号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第24号 吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第25号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第26号 吉賀町斎場条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第27号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について

出席議員（11名）

1 番 桑原 三平君	2 番 大多和安一君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桜下 善博君
5 番 中田 元君	7 番 河村 隆行君
8 番 藤升 正夫君	9 番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君

産業課長 …………… 山本 秀夫君 建設水道課長 …………… 早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……… 大庭 克彦君 出納室長 …………… 谷 みどり君

午前 9 時 05 分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達しております。

直ちに平成 29 年第 1 回吉賀町議会定例会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって 5 番、中田議員、7 番、河村隆行議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。8 番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会の報告を行います。

本定例会の会期につきましては、3 月 2 日に行われました議会運営委員会におきまして、本日 3 月 6 日から 3 月 22 日までの 17 日間と決定したことを報告します。

○議長（安永 友行君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日 3 月 6 日から 3 月 22 日までの 17 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日 3 月 6 日から 3 月 22 日までの 17 日間と決定をしました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第 3、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付いたしましたとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、備品監査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

なお、2 月 21 日に開催されました島根県町村議会議長会定期総会において、藤升議員が全国

町村議会議長会の１５年以上在職の自治功労者表彰を受けられましたので報告をしておきます。

日程第４．行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第４、行政報告を行います。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。それでは、１２月議会以降の行政報告、動静につきまして御報告を申し上げます。

１２月９日から定例議会が始まりまして、１６日で終わっております。

また、１２月１７日、よしか立志塾が開催されました。

また、同１８日には、浜田におきまして石見神楽の広域連合の連絡協議会がありまして、また、山陰自動車道西村インターチェンジから三隅インターチェンジまでの竣工式に出席させていただいております。

また、１２月２６日には地域医療確保のための意見交換会が松江のほうであったので、これに出席し、また、２８日には仕事納め、また、消防団の歳末の警戒に当たっております。

また、２９日同じく消防団の歳末警戒と一緒に同行しております。

また、１月４日につきましては、福祉センターの改修工事の竣工といったことがありまして、そちらに出て行っております。また、仕事始めということで、４日は終わっております。

また、１月８日につきましては、出初め式。

また、１１日につきましては、臨時議会。で、１２日に、ヨシワ工業初見工場等に赴いての年賀。また、隠岐・石見地域振興室の顧問が新たに就任されておりますので、来町されております。

また、１３日には道路公団が来町、また、東洋大学から副学長がおいでになりまして、２月に行いましたシンポジウム等の話し合いにおいでになっております。

１月１４日公明党の賀詞交歓会に出席いたしております。

また、１月２０日につきましては、西中国信用金庫１０周年記念式というのがございまして、これに出席して、また、地方創生等、図書等の寄附金をいただいております。また、在広島根県人会、その後行きまして、次の日、島根ふるさとフェアに出席したところでございます。

また、２２日には文化財の防火デーがございましたので、これに参加いたしております。

また、１月２６日には土地改良連合会の役員会が松江でございましたので、これに出席し、１月２８日、初めてでございますけれど、キヌヤの本店で吉賀町フェアというのをやっていただきまして、吉賀高校の生徒さん方とともに、２９日と２日間赴いております。

また、２月４日には石見神楽の公演が東洋大学で行われましたので、こちらに参りまして、益田市、津和野町を含めての地域活性化シンポジウムといったのに参加し、翌５日につきましては墨田区でイベントがありましたのに吉賀町から参加しておりますので、この激励に参っております。

す。

6日が臨時議会を開いていただいたところでございます。

7日にエポックかきのきむらの役員会がございました。これにつきましても、なかなか経営が厳しいという状況でございました。

13日には広域事務組合の理事会がありまして、また、2月16日は全員協議会を開催していただきまして、御説明を申し上げたところでございます。

また、17日は市町村振興協議会の評議員会がございましたので、これに出席し、19日には西石見地区郵便局長会議がございましたので、これに出席させていただきました。

2月20日につきましては、鹿足郡の事務組合また不燃物処理組合、養護老人ホーム組合の一部事務組合の議会を開催しております。

翌々22日は竹島の日式典に出席し、23日益田広域事務組合の議会が開催されて、これに出席しております。

24日につきましては、よしか子育て応援企業認定マークということで、吉賀高校の生徒さんにデザインを募集してありましたところ、2点、優秀なのがありましたので、これの表彰させていただいて、これからはこのロゴマークを使わせていただくということで、子育て企業に対してそういった認定証マークをつけるということを行う予定でございます。

また、2月27日は県の町村会の総会がございましたので、これに出席し、3月1日に吉賀高校の卒業式。

2日は全員協議会を開催していただきまして、3日に六日市学園の卒業式。

昨日5日、吉賀町の土地改良区の総代会がございましたので、これは御挨拶のみですけれど、出席をさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

日程第5．平成29年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第5、平成29年度町長施政方針並びに提案理由説明書についての説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、平成29年第1回吉賀町議会定例会が開催されるに当たりまして、施政方針並びに提案理由の説明につきまして、お手元の資料を読み上げながら説明をさせていただきます。

平成29年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まずは、町民の皆様の生活における最大の関心事は、我が国の動向や経済の先行きについてであらうと思います。

去る１月２０日には、保護貿易を掲げるドナルド・トランプ氏が米国大統領に就任し、その就任演説においても選挙期間からの言動に変化はなく、日本の政治経済の先行きに不透明感が生じておりました。その後、２月１０日に開催されました日米首脳会議では、日米同盟の重要性が再認識され、経済関係についてもさらなる高みに発展させたということで、今後の交渉に委ねられてまいりましたが、しかしながら、東アジアにおける情勢は、お隣韓国において大統領弾劾後の大統領選挙で、従北政権の誕生が予測される等の政情不安が、そして中国においては、年々増額される軍事力を背景として、ふえる領海領空への異常接近等の挑発行動で緊張を高め、他方、世界の工場と言われた経済の低下等、大きな不安材料となっております。

こうして、世界の政治と経済が激変する中において、我々中山間地農業が環境変革を迫られておりましたＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）から米国が永久に離脱するという、公約どおりの大統領令署名がなされました。

国の政策はＴＰＰありきで動いており、農業分野における国の動向と吉賀町農業のあり方の考察が重要となってまいります。

また、国の平成２９年度予算、これ案でございます。成立しておりますので、これつくったときはまだでございましたので案としています。一般会計総額９兆４、５４７億円とし、社会保障費の膨らみは過去最大となっており、地方創生の推進と一億総活躍社会の実現に、予算確保と運用の弾力化を進めたものとなっております。

しかしながら、地方交付税は１兆６、２９８億円と、５年連続で前年度を下回ることであり、特別会計借入金の償還の一部を繰り延べる等のやりくり算段の結果により財源確保がされております。その交付に当たりましては、歳出・基準財政需要額及び収入額の効果額ではかる「セミマクロ指標」に照らして行われることとなっております。これは、トップランナー方式と言われているものでございます。交付団体は、住民サービスを確保しつつ地域振興を行い、かつ、行政の効率化を図っていかねばならないことには変わりはありません。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは地方自治体であり、そのような観点からも、地方の責任は一層重くなっていることを従来にも増してより強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢。

吉賀町は、一昨年、新町誕生１０年という節目の年を迎え、住民の皆様とともに喜びを分かち合うとともに、将来への希望と発展を誓い、再出発したところであります。

吉賀町を後世に誇れるまちとして維持、引き継いでいくためには、健全財政第一を旨とした行政執行は不変であります。

吉賀町の持続発展に向けて策定した地方創生を期した、吉賀町総合戦略の実現に向け、高齢者と女性がはつらつとして活躍できる場や子育ての本家として、全国に先駆けた制度の拡充と医療・福祉をさらに充実し、誰もが安心して生活できる、いつまでも住み続けたい吉賀町の実現に傾注してまいります。

また、昨年度、この町の自然環境を活用した地方創生事業の推進に向け、事業化可能性調査を行ったところであります。この結果を十分精査し、今後、活用が期待できる事案については事業化を考察してまいります。

なお、本年度は、吉賀町にとって最上位計画であります吉賀町まちづくり計画を更新し、第2次計画として策定する予定でありました。しかしながら、諸会議における関係者の皆さんの大変熱心な議論等もありまして、この計画策定が来年度へずれ込むこととなりました。引き続き、策定に向けた事務を鋭意進めるとともに、将来像である「自然の恵みに育まれ、人とともに生きる自立発展のまち」の実現に向け、取り組みを展開してまいります。

申し上げましたように、第2次吉賀町まちづくり計画は未策定の状況であります。骨子の変更はありませんので、具体的な主要施策についてはおおむね、この計画に基づいて以下のとおり順次申し述べてまいります。

快適で安全に暮らせるまちづくりでございます。

ケーブルテレビにつきましては、基本プラン加入率が83.2%となっており、ほぼ横ばいの状況が続いておりますが、運営する鹿足郡事務組合と島根県内各局運営者との連携などにより、自主放送チャンネルの充実に努め、さらなる加入率向上につなげてまいります。

誘致企業につきましては、本年度3社の誘致を行うことができました。今後は雇用の拡大に向け、連携を密にし、取り組むこととします。また、環境整備として実施しました超高速情報通信網につきましては、平成27年度で完成した町内3局の施設を利用し、立地企業5社においてサービスを開始することができました。引き続き、来年度におきましても新たに2社の開始を行うこととしております。

再生可能エネルギーの普及事業につきましては、太陽光発電システムや木質バイオマスストーブに係る補助事業を引き続き行ってまいります。

道路環境の整備につきましては、町道木部谷線改良工事や町道夜打原相生線交通安全施設整備工事等を、引き続き実施いたします。さらに、島根県、教育委員会、警察署等と連携した通学路の安全点検の実施や点検結果に伴う町道、歩道の新設、改修等に取り組んでまいります。

道路の維持管理につきましては、道路を利用される方や沿道にお住まいの方々から御意見を伺いながら、一般の交通に支障を及ぼさないように道路機能を速やかに回復し、安全・安心な道路環境の確保に努めてまいります。また、平成26年度から実施しております橋梁・トンネ

ル等の点検も引き続き計画的に実施し、健全度判定の結果により修繕工事等を行ってまいります。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを維持する観点から、計画的、効率的な施設維持に努めることとし、平成23年度より進めてまいりました簡易水道施設統合事業が完了し、来年度より上水道事業へ移行することに伴い、地方公営企業法の適用を受けることになります。今後もより一層、適切かつ合理的な事業推進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、昨年2月より一部供用開始しておりました七日市地区管渠工事が完了し、今年度より本格稼働となりました。今後は、下水道施設、農業集落排水施設の適切な管理運営を行うとともに、合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度の定着を図り、清流高津川の水質保全に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、定住を促進し、高津川流域産材を活用した快適な住環境を創出するため、吉賀町公営住宅等長寿命化計画により建てかえを推進してまいります。来年度は、沢田団地の2棟4戸の建設に着手いたします。

地籍調査事業につきましては、来年度、新規調査地区として白谷8地区1.28平方キロメートル、沢田1地区0.33平方キロメートルの調査を行い、引き続き進捗率の向上を目指します。

吉賀町小水力発電所につきましては、改修工事完了後、一昨年6月再稼働以来、順調な発電量で推移し再生可能エネルギー固定価格買い取り制度により、優遇された価格での売電収入を確保されております。今後も環境に配慮した安全なエネルギーを活用するとともに、売電による収益の一部は、将来の子育て支援策に係る財源確保の目的で、引き続き、ふるさと創生基金へ積み立てることとします。なお、現在実施している放水路健全度調査の結果によっては、必要な対策を講じることとし安定的で効率のよい発電事業へつなげてまいります。

次に、健康で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

乳幼児期、児童期、青壮年期、高齢期にわたって、人の息吹が感じられる地域こそが、理想的な地域コミュニティであると言えます。吉賀町は、的確な現状分析のもと、このような集落形成を原点回帰として、誰もが生き生きと明るく暮らすことのできる地域づくりを目指すことといたします。また、来年度より、先駆的な取り組みとして高齢者の生活課題解決に特化した地域包括ケアシステムを、全世代・全課題対応型地域包括ケアシステムへと枠組み転換を行い、ふくそうする地域課題、生活課題を包括的に解決していく仕組みづくりを構築することとしております。

まず初めに、安心して子どもを産み育てる地域づくりについてであります。出生数の増加をめざして、妊婦健診の実施や不育症治療助成制度の推進、育児相談等の充実により、出産前から分娩期、育児期を通して、安心して産み育てられる体制の整備を図ります。また、乳幼児から高校生までの子ども等医療費助成事業につきましても引き続き実施し、総合的な育児支援に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、特定健診の受診率向上の成果が徐々にあらわれ、本年度も約45%と対前年度水準となる予定であります。来年度も、早期発見・早期治療の観点から、受診勧奨を促しながら、受診率向上に努めてまいります。また、がん検診等各種健診事業や予防接種事業につきましても、引き続き推進していくこととします。がん検診においては、肺がんが増加傾向にあることから、本年度CTによる肺がん検診を実施いたしましたところ希望者多数であったため、来年度は委託可能な医療機関や受け入れ枠の拡充などに努めてまいります。

住民の医療を守る取り組みにつきましては、基幹病院である六日市病院とかかりつけ医を中心としながら、在宅医療、介護連携を包括的に捉えた地域ケアシステムの構築を進めてまいります。また、六日市病院は、郡内で唯一の救急外来を標榜しており、町内での入院機能を持つ医療機関として、その役割は重要であります。公的病院等への特別交付税減額措置の影響を受けない形で、引き続き財政支援を継続することとします。医療従事者の確保等の施策についても実施してまいります。

住民のきずなを紡ぐ地域福祉につきましては、住民一人一人が持ち味を発揮し、人が中心の地域づくりを推進してまいります。この実現につきましては、第2次地域福祉計画（町策定）・第2次地域福祉活動計画（社協策定）に基づきまして、ボランティア活動の充実、社会福祉協議会による新分野開拓、生活保護事務や生活困窮者自立支援制度の充実など、住民、社会福祉協議会等福祉介護機関、行政の連携により、相互扶助の土壌づくりを進めてまいります。

続いて、子育て支援についてであります。子どもは、町を紡いでいくための宝であり、子育て、仕事の創出、教育施策の多面的な視点から、子育て支援総合戦略に本格的に取り組むことといたします。保育料及び学童保育利用料の完全無償化は、子育て世代の経済的負担を軽減する施策として定着しており、引き続き主要施策として実施してまいります。また、来年度は、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を充実するために、子育て世代包括支援センターを設立し、妊産婦が抱える不安解消に努めていきたいと考えております。障がい児保育や放課後児童クラブ事業、保育研究会等による研修等、周辺事業も積極的に展開していくことといたします。さらに、児童虐待などの早期発見、早期解決に努めるほか、大人による愛護活動が醸成されるよう、自治会等地域への啓発活動にも取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、誰もがともに地域で暮らせる社会の実現に向けて、よしかの里や社会福祉協議会等と連携しながら、授産活動や集いの場の充実等、障がい福祉サービスの充実を図ってまいります。地域活動支援センター建設については、基本計画が策定されたことにより、来年度より基本設計等具体的な作業に着手してまいります。また、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、障がい者差別を具体的に解決する取り組みを実施することによって、公平な地域社会の確立を目指します。

健やかな老いの実現を目指す高齢者福祉につきましては、地域の自立循環の原動力として、高齢者の果たす役割は重要であり、高齢者の自己実現と尊厳ある暮らしが送れるよう、シルバー人材センターの活動支援やふれあいサロンの開催、各種介護予防教室の展開など、多様なニーズに応じた高齢者施策を展開してまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度当初より施行予定である保険者一元化に向けて、最終年度となることから、万全の準備体制を整えることとします。また、引き続き、確実な保険税徴収や医療費増嵩を抑制する諸施策の展開、健康診査や保健指導の推進等により、円滑な事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、保険料の徴収、各種申請の受け付け等住民の窓口として役割を果たしてまいります。また、当該広域連合には、本町職員1名を派遣しており、緊密な連携のもと業務運営の支援に当たることといたします。

介護保険につきましては、介護サービスの質的向上はもとより、介護、医療、生活支援、介護予防が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指すこととします。また、来年度は、第7次介護保険事業計画の改定年度となっており、国の方針を見据え、当地域の実情に即した計画を策定していくこととします。介護予防につきましても、要介護状態を未然に防ぐ強い体づくりを目指すため、若返り学校や認知症予防教室の開催のほか、いきいき百歳体操についても引き続き取り組んでいくこととします。さらに、生活、環境、介護予防という観点から、元気にうごく・美味しくたべる・明るくしゃべるというふれあいサロンの多面的な機能に着目し、住民主体による健康づくりを充実していくことといたします。

次に、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりについてであります。

人口ビジョンに示す目標達成のために策定した吉賀町総合戦略における基本目標の一つである新しいひとの流れをつくるために、UIターン者の増加に引き続き取り組んでまいります。平成22年度より、移住相談のワンストップ窓口を主な目的として、よしか暮らし相談員を配置していますが、本年度より移住支援員を新たに配置して、全国への情報発信、移住希望者への案内、住居や雇用の相談、移住後のフォローアップ、地域との調整などの体制強化を図りました。来年度においても、町内企業との連携や子育て支援制度等をあわせながら、引き続き取り組みます。

住宅確保につきましては、空き家バンクの登録件数の拡大を図るため、引き続き改修費用や家財の処分経費の一部助成を行うこととしております。また、本年度から、UIターン者及び町内就業者等の住宅確保のため、民間事業者による賃貸住宅整備のための助成を制度化しました。今後もこの制度を活用して、定住促進を図ります。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化、農産物の価格低迷など引き続き厳しい状

況にあり、担い手の育成、確保や経営体の強化が重要な課題であります。今後も、国や県の事業を活用し、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半Xなど多様な形態による就農者の育成、確保に取り組むとともに、農地集積による担い手の規模拡大や集落営農を推進し、安定的、効率的な経営体の育成に努めてまいります。また、日本型直接支払制度を活用した農業、農村の多面的機能の維持も図ってまいります。

農業基盤整備事業では、現在実施している県営中山間地域総合整備事業に加え、県営による農地環境整備事業で立河内地区、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業に引き続き取り組めます。

野生鳥獣による農作物等への被害は、依然として深刻な状況であり、被害を防止するために、生息状況や被害発生状況など地域の実情を的確に把握し、農家、地域住民、関係機関が連携、協力した対策が重要となってまいります。本年度より、鳥獣専門員を産業課に配置して地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施しており、来年度以降も集落での被害防止体制の確立に向けた取り組みの強化を進めてまいります。

食に対する消費者ニーズは、一層多様化しており、生産から販売までの過程で安全・安心の確保は重要となります。今後も有機農産物など特色ある商品の生産、流通、販売を推進し、生産施設整備などに対し支援してまいります。また、米やお茶など吉賀町産品のブランド化にも引き続き取り組めます。他産地との競争力を高めることにより県外への流通、販売の促進を図ってまいります。

林業振興対策につきましては、集約的森林経営の推進と多様な森林資源の活用により、低コストで安定的な木材生産につながる取り組みを支援してまいります。また、研修の実施や施設整備への支援等により林業の担い手を育成してまいります。なお、菌床シイタケの生産拡大を図るため生産施設の更新や新品種の導入なども検討してまいります。

商工振興対策につきましては、関係機関との連携を強化し、起業、創業や事業承継を支援することにより雇用創出を図ってまいります。また、小規模事業者への経営支援や町内の消費喚起対策も引き続いて行い、地域の商業機能の維持、活性化にも取り組んでまいります。

次に、人と歴史を大切に暮らせるまちづくりについてであります。

平成28年度から平成32年度までの5年間における教育施策をまとめた吉賀町教育振興計画にのっとり、着実にその施策を遂行してまいります。具体的には、ICT機器の充実を図る等わかりやすい授業づくりを目指し、確かな学力の定着を目指します。また、特別支援教育を充実させるため支援員を増員し、さらに、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけを充実するために、スクールソーシャルワーカーの新規配置を行います。

教育の機会均等や定住人口増加などを図る上で不可欠な吉賀高等学校の存続に向け、昨年4月

から総務課内室として、吉賀高等学校支援室を設置し対処してまいりました。しかし、まだ十分な対応とはなっておりません。まずは、来年度当初から運用開始するサクラマス交流センターの安定稼働を目指してまいります。また、懸案事項であります官民挙げた協議会方式による支援組織についても早期設立に向け、鋭意関係者による検討を行います。さらに、地元中学校から同校への入学促進や大学進学率向上など魅力化につなげるよう公設塾を開設いたします。また、今後、吉賀高等学校支援室が一元的な施策展開の中核をなし、同校存続に大きく貢献できるよう努力してまいります。

学校給食につきましては、子育て支援推進の観点から、引き続き無償化を実施いたします。

吉賀町を支える人材育成を目的として進めているサクラマスプロジェクト事業につきましては、各地区の地域会議を中心に具体的に活動を進めてまいります。

人権教育につきましては、あらゆる差別問題の中で、特に、ハンセン病問題の解決に向け、療養所への訪問と啓発活動に努めてまいりましたが、今後も関係機関と連携を図り啓発活動を続け人権意識の向上に努めてまいります。

社会体育施設の整備につきましては、近隣住民の皆様を初め関係者の御理解をいただきながら、真田グラウンド（よしかみらい）にナイター照明施設を設置します。また、スポーツ公園においては、野球場付近のトイレ改修工事を行います。このように、既存施設の充実により、スポーツを通じての交流人口増加を図ります。

芸術文化の振興として取り組みました澄川喜一記念公園の彫刻の道につきましては、間もなく先生の新たな作品も完成予定であり、付随して銘板や案内板等の整備を行ってまいります。今後は芸術作品に触れ合え、皆に愛される公園を目指して、活用してまいります。

次に、協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。

過疎化、少子・高齢化の進展に伴い、地域の元気の源であった地域活動が、コミュニティ機能の低下や連帯意識の希薄化などにあわせ、維持が困難になりつつある集落もあり、地域活動の担い手となる人材の育成と確保が喫緊の課題であります。自治活動は、地域の将来を総合的に考え、地域内の多様な団体がお互いの特徴を生かし、課題解決に取り組むことが不可欠であり、移集支援員の配置や公民館及び自主防災組織などの連携にも留意しながら対処してまいります。

地区集会所につきましては、現在、農業基盤整備事業を行っております立河内地区において新築いたします。これにあわせて消防車庫や防災無線施設などの移設も行っています。

自治振興交付金事業につきましては、集落の活性化を目的として実施しているものであります。本年度からは、新たな制度を創設し運用してまいります。今後も大いにその効果が期待されることから、平成32年度までの継続をすることとしております。ソフト事業の充実により地域活動がより活発となるよう期待しているところです。

地域自治区柿木村につきましては、島根県の中山間地域対策プロジェクトチームによる現場支援の指定地区として、地域における地域づくり活動の母体組織である手づくり自治区柿木村と連携し、吉賀町版の住民自治と行政との協働によるまちづくりの模範となるよう進めてまいります。

最後に、行財政対策についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、平成23年度以降、徴収方法の一元化を図りながら徴収率の向上に一定の成果があらわれてきたところであります。引き続き研修などにより、職員のスキルアップを図り、公平・公正な受益と税負担の観点から、適正な賦課と徴収対策の強化に取り組んでまいります。また、私債権の整理についても、債権管理マニュアルに沿って取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、新町発足以来、一貫した取り組みとして実施しております。来年度は、第3次行財政改革プランの中間年度を迎えることとなります。このプランの基本目標は住民参画と協働による質の高い行政サービスの実現であり、実施に際しては、情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革、事務事業の大幅な見直しによる改革、人材育成を定着させる改革、組織機構と人事管理の改革、財政健全化のための改革、この5つの取り組みの視点として推進していくものであります。確固たる行政基盤を築いていくためにも歩みをとめることなく、引き続き精力的に行財政改革に取り組んでまいります。

地方交付税につきましては、来年度が特例措置である合併算定替えから一本算定に向けての激変緩和措置の2カ年目を迎えることから厳しさを増してまいります。また、平成27年国勢調査人口の基礎数値が算定基準となっていることや、歳出効率化に向けた業務改革を反映させたトップランナー方式が導入されたことなども考慮し、より一層、町の指針等に基づいた計画的な財政運営を心がけ、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

なお、行政事務を遂行していく上での基幹施設であります町役場につきましては、本庁舎及び分庁舎とも経年による施設設備の更新時期を迎えております。来年度においては、両庁舎の照明設備や空調設備を初めとした改修工事を行います。

以上が、吉賀町まちづくり計画に基づいた主要施策の概要であります。

ここで、地方創生対策について、特に申し上げておきたいと思います。

地方創生対策につきましては、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生する国を挙げての一大プロジェクトとして取り組みが始まりました。

本町でも、一昨年10月吉賀町人口ビジョン並びに総合戦略を策定しましたが、3カ年目を迎えるに当たり、その結果が求められることとなります。まちづくりの中心には常に次代を担う子どもを置き、子どもの声が響き、子どもが安心して生活できる環境を整備していかなければなり

ません。

そして、総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては、安心して働ける仕事をつくる事業に対して8,000万円、結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業に対して1億5,100万円、新しいひとの流れをつくる事業に対して1億2,900万円、協働と連携により住みよいまちをつくる事業に対して5億2,700万円、総額で8億8,700万円の予算を確保いたしました。

本町としましては、またとないこの絶好のチャンスを逃すことのないよう、全庁全職員の総力を傾注した賢明な取り組みを展開していく決意であります。

それでは、平成29年度当初予算案の概要について申し述べます。

平成29年度当初予算案の編成に当たっては、過年度の決算状況や中期的な財政見通しを踏まえた上で、本町が抱える諸課題に対応していくため、財源の重点的、効率的な配分に努めました。

その結果、平成29年度一般会計におきましては、今年度当初予算比で4.6%増の68億2,700万円の予算規模となりました。また、7本の特別会計の総額は、24億8,800万円となり、一般会計、特別会計を合わせた予算総額は、93億1,500万円となったところであります。

なお、従来の簡易水道事業特別会計については、来年度より地方公営企業法の適用を受けることとなり企業会計に移行することを申し添えておきます。

提出議案でございます。

今定例会に付議いたします議案は、私債権放棄の報告に係る案件が1件、過疎地域自立促進計画の変更に係る案件が1件、請負契約の変更に係る案件が1件、条例の制定、一部改正に係る案件が9件、一般会計及び特別会計に係る補正予算と当初予算が16件、水道事業会計に係る当初予算が1件の合計29議案であります。

それぞれの議案の概要につきましては、提案の段階で、各担当管理職員から詳細説明をさせていただきますので、御理解をいただくとともに、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成29年度第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明が終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午前9時51分休憩

.....

午前10時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。なお、谷出納室長においては、用務のため退席をされましたので、おつなぎをしておきます。

日程第 6. 発議第 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 6、発議第 1 号過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第 1 号を読み上げて提案をさせていただきたいと思います。

発議第 1 号、吉賀町議会議長、安永友行様。提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。理由としましては、円滑な水道事業を進めるためとしておりますが、工事等に伴う経費が利用料金に反映しないようにするのを目的としております。裏に、過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）。

給水人口 5,000 人以下の簡易水道事業については、国の経営基盤が脆弱な簡易水道の統合、広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立という方針の下、統合作業が進められています。

簡易水道を統合した上水道に移行した場合に国庫補助事業が限定され、過疎債等の併用充当ができなくなり、国の地方財政措置がなくなるなど平成 29 年度以降の事業経営に大きな影響が懸念されます。これら諸課題のうち、高料金対策及び簡易水道の建設改良に係る地方財政措置については、簡易水道の統合を円滑に推進する観点から激変緩和措置が講じられています。

一方で、統合後の水道施設については、現在の制度では過疎債の対象となりません。簡易水道は一般的に地理的条件の悪い過疎地域に存在しているため、給水原価が高額とならざるを得ず、料金収入のみによって経営することが困難であることから、福祉水道として国の手厚い補助金や地方交付税措置によって、かろうじて収支均衡が保たれてきたものです。

国におかれましては、統合後の水道事業においても過疎債の対象とするよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。お諮りをします。

本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第 7. 発議第 2 号

○議長（安永 友行君） 日程第 7、発議第 2 号米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）を議題とします。

本件についても提案理由の説明を求めます。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） それでは、発議第 2 号につきまして提案させていただきます。

発議第 2 号、吉賀町議会議長、安永友行様。提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。理由としましては、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るためであります。

米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）。

米価が生産費を大きく下回り、多くの稲作農家にこれではつくり続けられないという状況が進んでいます。こうした中、政府は農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成 25 年度までは、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家等に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付する米の所得補償交付金があり、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきました。平成 26 年度からは米の直接支払交付金に切りかわり、10 アール当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、平成 30 年度産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済は後退してしまいます。食料自給率を向上させ、再生産のできる農業を進めるため、欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。

国におかれましては、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るためにも、米の生産費を償う米の所得補償交付金を復活するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。提出先といたしましては、衆議

院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、お諮りをします。

本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第8に移る前に、皆様に御了解をいただきたいと思います。町長、ちょっときのうぐらいからなんですが、体調不良でしばし、ずっとじゃありませんけど、ちょっと休みに出ましたので、御理解いただいて、以下の日程については、副町長のほうから報告をしていただき、質疑等は課長もおられますし、もちろん副町長もおられますので、ということで進めますので、よろしくお願いいたします。

〔中谷町長 退席〕

日程第8. 報告第1号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第8、報告第1号放棄した私債権の放棄についての報告を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 今、議長の御了解をいただきましたので、かわりまして私のほうから報告なり提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

報告第1号放棄した私債権の報告について。

吉賀町私債権の管理に関する条例第13条第1項の規定により別紙のとおり町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成29年3月6日提出、吉賀町長、中谷勝。

別紙といたしまして、私債権放棄調書を添付をさせていただいております。なお、詳細につきましては、所管をいたしております税務住民課長のほうから報告をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細報告を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、詳細の報告をさせていただきます。

1 ページ開いていただきまして、私債権放棄調書を載せております。2 件の理由のもとに私債権を放棄したところであります。

まず、最初の部分が、第 13 条第 1 項第 1 号に係る部分でありまして、これは著しい生活困窮状態に陥った者の債権を放棄したという、これについては、生活保護者がありましたので、放棄させていただいたということです。2 番目については、第 13 条第 1 項第 3 号の事案でありまして、これは 2 件、済みません、1 件目は 1 件の 4 万 2,300 円でした。2 件目につきましては 2 件で金額が 22 万 3,500 円となるものでありまして、消滅時効が完成したということです。この 2 件につきましては、かなり前に退去されておりました、その部分で、残っていた部分、私債権の整理を進めておりました、そういう中で、請求した中で時効の援用を債権者がされたという事案であります。以上、2 件、合計 26 万 5,800 円について私債権を放棄したということです。

簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、報告が終わりました。

報告ではありますが、本件についての質疑は許しますので、質疑はありませんか。

8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 第 13 条第 1 項第 3 号関係の 2 件について、もう一度、放棄に至るまでの経過について御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 説明をさせていただきます。退去された後、請求といたしますか、定期的に請求をした案件であります、私債権の中で、なかなか強制的に徴収するという部分が、難しい部分がありまして、その辺も昨年からの債権の共同徴収委員会のほうでは裁判等も考えるように、協議はしているところなんです、費用対効果といたしますか、そういった部分もあったりしまして、入居者につきましては、そういうような事案が発生した時点で退去をお願いするということもあると思うんですが、既に言いましたように、かなり前に退去をされた部分が残っておりまして、それについては、請求は毎年しているところですが、入らなかったというのが実態であります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。

質疑もないようですので、報告第 1 号については、質疑なしと認め、本案については報告でありますので、これをもって終了といたします。

日程第 9 に移る前におつなぎします。町長におかれては、先ほどちょっと退出ということなんですけど、どうも様子が悪いようなので、病院に行かれたので、退出をされました。内容に

については、何か薬の副作用らしいんですが、きのうごろから苦しんでおられますんで、御了解いただきます。

日程第 9、議案第 9 号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第 9、議案第 9 号平成 28 年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、議案第 9 号の提案をさせていただきます。

平成 28 年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第 1 号）、平成 28 年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 182 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,567 万 5,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

平成 29 年 3 月 6 日提出、吉賀町長、中谷勝。

1 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 5 諸収入項 1 貸付金元利収入、補正前の額が 476 万円、補正額が 182 万円で、補正後の額が 658 万円でございます。これに伴います歳入の合計、補正前の額が 1,385 万 5,000 円、補正額が 182 万円で、補正後の額が 1,567 万 5,000 円でございます。

歳出でございます。

款 1 総務費項 1 総務管理費、補正前の額が 1,385 万 5,000 円、補正額が 182 万円、補正後の額が 1,567 万 5,000 円でございます。歳出の合計も同額でございます。

事項別明細書以後につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細について説明をさせましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第 9 号の詳細説明をさせていただきます。

予算書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

興学資金の会計につきましては、仕組みとしましては、まず、貸し付けを行う場合には、基金から繰り入れて歳出の予算で貸付金ということで、貸し出しをします。そして、戻していただくお金については、収入のほうでは元利償還金ということで受け入れて、歳出で積立金として基金のほうに積み立てるという仕組みになっております。で、今回の補正は、償還金が繰上償還等で多く入ったために、歳出である基金積立金が不足をすることによる補正でございます。

それでは、6ページを見ていただきたいと思いますけれども、総務費の総務管理費、財産管理費で、003基金積立金、先ほど申しましたように繰上償還等で積立金が不足しますので、182万円計上するものでございます。

歳入につきしては、1ページ戻っていただきまして、5ページのところにありますように、貸付金元利収入、現年度分の元利収入を132万円と、滞納繰越分の元利収入を50万円組むものでございます。これで歳入歳出同額となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第9、議案第9号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第10．議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第10号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第10号でございます。

平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,567万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年3月6日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款9繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が1億3,357万7,000円、補正額は8,000円、補正後の額が1億3,358万5,000円でございます。これによります歳入の合計、補正前の額は9億5,566万2,000円、補正額が8,000円で、補正後の額が9億5,567万円でございます。

2ページでございます。

歳出、款1総務費項1総務管理費、補正前の額が2,049万8,000円、補正額

8,000円、補正後の額が2,050万6,000円でございます。

款2保険給付費項2高額療養費、補正前の額が5,629万9,000円、補正額が699万2,000円、補正後の額が6,329万1,000円でございます。

款7共同事業拠出金項1共同事業拠出金、補正前の額が2億1,364万4,000円、補正額は減額の699万2,000円でございます。補正後の額が2億665万2,000円。

款10諸支出金項1償還金及び還付加算金、補正前の額が473万4,000円、補正額が15万4,000円、補正後の額が488万8,000円でございます。

款11予備費項1予備費、補正前の額が894万5,000円、補正額が減額の15万4,000円、補正後の額が879万1,000円でございます。

これに伴います歳出の合計でございます。補正前の額は9億5,566万2,000円、補正額が8,000円で、補正後の額が9億5,567万円でございます。

3ページ、事項別明細書以降につきましては、所管をいたしております保健福祉課長から詳細説明を行います。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、議案第10号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説明を行います。

予算書の歳出の6ページをお開きください。

まず、最初にこのたびの補正の理由を申し上げますと、年度末を控えまして、保険給付費等を精査したことによります予算調整の補正を行うものでございます。

まず、歳出の総務費、総務管理費、一般管理費としまして、職員人件費ですけれども、共済の組合負担金を8,000円増額とします。それから、保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費としまして699万2,000円の増額でございます。

7款共同事業拠出金の高額共同事業医療費拠出金としまして、253万8,000円の増額でございます。

3保険財政共同安定化事業拠出金としまして、953万円の減額でございます。上記2点につきまして、増額をさせていただいたものをこの保険財政共同安定化事業拠出金のほうから財源をそちらのほうに回すというものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金につきまして、国庫支出金還付金が7万7,000円、県支出金還付金が7万7,000円ということでございます。

戻っていただきまして、歳入ですけれども、給付費以外の部分で一般会計からの繰り入れとしまして、職員給与費等の繰入金8,000円を繰り入れるものでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第10、議案第10号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第11号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 議案第11号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ733万6,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,721万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年3月6日提出。吉賀町長、中谷勝。

1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款3国庫支出金項2国庫補助金、補正前の額が1億866万1,000円、補正額22万円、補正後の額は1億888万1,000円、款7繰入金項1他会計繰入金、補正前の額は1億8,561万5,000円、補正額は減額の755万6,000円、補正後の額が1億7,805万9,000円でございます。これによります歳入の合計、補正前の額が10億6,455万1,000円、補正額が減額の773万6,000円、補正後の額が10億5,721万5,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正前の額4,597万3,000円、補正額は減額の733万6,000円でございます。補正後の額が3,863万7,000円。これによります歳出の合計は、補正前の額10億6,455万1,000円、補正額が減額の733万6,000円、補正後の額が10億5,721万5,000円でございます。

事項別明細書以後につきましては、所管をいたしております保健福祉課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは続きまして、議案第11号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、詳細説明を行います。

このたびの補正につきましても、国保同様、年度末を控えまして予算執行状況を精査したことによります予算調整であります。

それでは、歳出予算の6ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費、負担金補助及び交付金としまして、733万6,000円の減額でございます。これは、マイナンバー制度の導入によりまして、私どもの介護保険のシステムとNECが持っているサーバー等を個人番号制によります直結をする、そういう負担金を国保連合会にお支払いするものだったんですが、それが大幅に減額になったということでございます。

戻りまして、5ページですけれども、このことに伴います歳入ですけれども、これは国庫補助金としまして、介護保険事業費補助金22万円が歳入として私どものほうの町へ入ってくるということでございます。これは決められたもの、定額で入ってきますので、22万円が今年度執行分として入ってきます。それから、一般会計の繰入金ですが、755万6,000円、事務費部分につきましては一般会計からの繰り入れが原則になっていますので、その部分が必要になったということによって不用額となって、この部分を歳入として減額をするというものでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第11、議案第11号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の質疑は保留をしておきます。

日程第12．議案第12号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第12、議案第12号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、議案第12号でございます。

平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第4号）、平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費は、第3表繰越明許費による。

平成29年3月6日提出、吉賀町長、中谷勝。

第3表でございます。繰越明許費、款1総務費項1施設管理費、事業名、放水路健全度調査業務、金額は251万3,000円でございます。

なお、詳細につきましては、所管をいたしております柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは私のほうから、議案第12号の詳細説明を行います。

今回の補正につきましては、繰越明許費に係る補正で、放水路健全度調査業務に係る予算の委託料及び工事請負費であります。この調査に係る業務につきましては、発電所への取水をとめるとともに、放水先の高津川からの流入を防ぐために、放水路を締め切り、ポンプでくみ出す工事が必要となります。したがって、発電もとめることとなりますので、できるだけ短期間の調査をと考えていますが、2月は降雨や降雪により高津川の水量が増したため、締め切り工事の作業を実施することができませんでした。

現在も天候を注視しながら、工事と調査のタイミングを図っているところですが、調査から結果報告まで1カ月以上の期間を要し、また3月の下旬により農作業も始まってまいります。したがって、年度内の調査業務の完了が困難であると判断し、翌年度に繰り越しをすることとするものであります。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、日程第12、議案第12号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第13. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第13号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 議案第13号でございます。

平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成28年度吉賀町簡易水道

事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,060万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,381万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成29年3月6日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正前の額1億1,416万6,000円、補正額139万1,000円、補正後の額1億1,555万7,000円、款7諸収入項2雑入、補正前の額1,819万2,000円、補正額、減額の59万7,000円、補正後の額1,759万5,000円、款8町債項1町債、補正前の額1億1,990万円、補正額、減額の4,140万円、補正後の額7,850万円、これによります歳入の合計でございます。補正前の額3億7,442万4,000円、補正額、減額の4,060万6,000円、補正後の額が3億3,381万8,000円。

2ページでございます。

歳出、款1簡易水道事業費項1施設管理費、補正前の額1億2,449万2,000円、補正額、減額の1,555万1,000円、補正後の額は1億894万1,000円、項2建設改良費、補正前の額1億3,603万6,000円、補正額、減額の4,005万5,000円、補正後の額、9,598万1,000円。款5予備費項1予備費、補正前の額20万円、補正額1,500万円、補正後の額1,520万円、これによります歳出合計額でございます。補正前の額3億7,442万4,000円、補正額、減額の4,060万6,000円、補正後の額が3億3,381万8,000円でございます。

第5表地方債補正、起債の目的、1簡易水道事業債、補正前の限度額が7,150万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年利5.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

補正額、限度額4,860万円、以下補正前と同じでございます。

起債の目的、2過疎対策事業債、補正前限度額が4,840万円、補正額で限度額が2,990万円、なお、起債の方法、利率、起債の償還の方法等につきましては、1と同じでございます。

4ページ以降、事項別明細書以後につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから詳細を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） そういたしますと、議案第13号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款簡易水道事業費1項施設管理費目1施設管理費でございます。004法適化事業費でございます。113万8,000円の減額でございます。この調査委託料につきましては、法適化に伴いますところの固定資産の調査でございますして、精算の結果、マイナスの113万8,000円ということでございます。

それから、050その他経費でございます。これにつきましては、1,443万3,000円でございますして、調査委託料につきましては、169万円の減額とさせていただいております。これにつきましても、やはり法適化に伴います変更認可の設計委託料でございますして、入札減の結果、169万円の減額とさせていただきたいというところでございます。

それから、下の枠でございます。1款簡易水道事業費2項建設改良費目1建設改良費でございます。説明のほうでございますけれども、004簡易水道統合事業費でございます。818万5,000円の減額とさせていただいているところでございます。これにつきましては、改良事業費でございますして、統合によります事業でございますして、杉山、下須地区の最後に残りました工事を行ったところでございますけれども、それにつきまして入札減によりまして、減額するというところでございます。

それから、もう一つ主なものといしましては、下須地区の簡易水道でございますけれども、場内を舗装するように計画をしておりましたけれども、掘り出さなければならない管のところのみを施工することにいたしまして、全体の場合舗装という、場内を舗装していくということにつきましては、することをやめましたので、不用額といたしました。その金額でございますして、818万5,000円の減額としたいというところでございます。

それから、050その他経費でございます。測量設計業務委託料でございます。減額の253万円でございます。これにつきましては、柿木地区、それから栴谷地区の県道で道路工事が入っております、この工事に伴います移設工事でございます。この工事の移設工事の設計委託料の減額分、精算分でございます。

それから、立河内地内の圃場整備に伴います委託料の設計費の精算分、合わせましてマイナス253万円でございます。

それから、維持補修工事でございます。1,827万円の減額とさせていただいております。

これにつきましても、やはり統合の関係ではあります。黒淵地区、河山地区、中河内地区、栴谷地区、六日市地区等々で水道の検出計器、濁度計と申します。それから、塩素を注入いたしますので、塩素の残塩を図る、塩素の量を計る装置でございます。この残塩計の2つの計器を更新、

ないしは修理するというものでございまして、この工事につきましては、それぞれの工事、1工事分として計上しておりましたところを、黒淵地区、河山地区と一緒に、中河内地区、栴谷地区と一緒に、そして六日市地区は単箇所というところで、3カ所に統合いたしまして、工事を合冊発注いたしました。その結果、諸経費等が減額になり、それから入札減等があり減額になりというところでの減額の金額でございます。

それから、水道管移設工事でございます。1,107万円の減額とさせていただきます。

これにつきましては、立河内地区の、いわゆる圃場整備でございますけれども、ここで移設工事を計画をしておりましたが、事業の進捗等によりまして、移設工事を29年度に実施することとなりました。これに伴います減額ということでございます。

戻っていただきまして、6ページでございます。

7款諸収入2項雑入目1雑入でございまして、水道管布設替補償といたしまして、先ほど申しました、立河内地区の補償につきまして、減額でございまして745万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので質疑は保留をしますが、日程第13、議案第13号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第14．議案第14号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第14、議案第14号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 議案第14号でございます。平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,721万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,574万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入款1繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が1億3,131万9,000円。補正額407万1,000円。補正後の額1億3,539万円。

款6諸収入項2雑入。補正前の額1,239万円。補正額減額の1,238万8,000円。補正後の額が2,000円。

款7町債項1町債。補正前の額5,970万円。補正額減額の1,890万円。補正後の額が4,080万円でございます。

これに伴います、歳入の合計、補正前の額が2億4,295万9,000円。補正額が減額の2,721万7,000円。補正後の額が2億1,574万2,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1下水道事業費項2建設改良費。補正前の額3,396万円。補正額が減額の1,821万7,000円。補正後の額が1,574万3,000円。

款2公債費項1公債費。補正前の額が1億5,349万3,000円。補正額が減額の900万円。補正後の額が1億4,449万3,000円。

これに伴います、歳出の合計、補正前の額が2億4,295万9,000円。補正額が減額の2,721万7,000円。補正後の額が2億1,574万2,000円でございます。

第5表地方債補正。起債の目的、1、下水道事業債、補正前の限度額が5,390万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率は年利5.0%以内でございます。償還の方法は、記載のとおりでございます。

補正後の限度額が4,080万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

起債の目的に、過疎対策事業債。補正前の限度額が580万円。補正後の額がゼロでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、1と同じでございます。

4ページ以降の事項別明細書以後につきましては、担当いたしております建設水道課長のほうから詳細の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第14号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。詳細説明をさせていただきます。

ページを開いていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

1款下水道事業費2項建設改良費目1建設改良費でございます。

説明でございますけれども、０５０その他経費でございます。１，８２１万７，０００円の減額でございます。

内容といたしましては、設計業務委託料３００万円の減でございます。これにつきましては、立河内地区のいわゆる圃場整備が行われておりますけれども、それに伴います管路の移設工事の設計委託料でございます。入札の減によりまして、３００万円の減とさせていただきたいというところでございます。

それから、下にいただまして、建設工事費でございます。１，５２１万７，０００円の減額でございます。

これにつきましても、立河内地区の圃場整備におきまして、工事の進捗等によりまして、移設工事は２８年度では行わないということになりました。２９年度で実施ということになりましたので、減額をさせていただきたいというものが主なものでございます。

ページをかえっていただきまして、６ページでございます。

そういったところに伴いまして、２項雑入１目１雑入でございます。

移設補償費といたしまして、立河内地区の圃場整備事業に係る移設工事費の補償でございます。１，２３８万８，０００円の減額ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。１０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 立河内の圃場整備の件なんですが、移設工事が２９年度に移設ということですが、その圃場の工事がおくれとると解釈していいんですか。どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの質問にお答えをいたします。

おけていると言うよりも、区域が決まっておりますもんですから、その範囲を、水道管と言いましょうか、管路でございますので、どうしても道路ができ上がらないと埋められないというところで、諸所の工程の変更と言いましょうか、作業の場所の変更と言いましょうか、そういった部分の変更に伴いますところの管路が入れられない状態であるというところで、次年度へ送りたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですが、日程第１４、議案第１４号平成２８年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第３号）の質疑は保留しておきます。

日程第 1 5、議案第 1 5 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 5、議案第 1 5 号平成 2 8 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第 1 5 号でございます。平成 2 8 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 2 8 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 1 8 7 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は第 5 表地方債補正による。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出、吉賀町長中谷勝。

1 ページ、第 1 表でございます。

歳入歳出予算補正、歳入款 1 繰入金項 1 他会計繰入金、補正前の額 4, 4 3 7 万 1, 0 0 0 円。補正額 1 7 0 万 4, 0 0 0 円。補正後の額 4, 6 0 7 万 5, 0 0 0 円。

款 7 町債項 1 町債、補正前の額 7 2 0 万円。補正額減額の 1 7 0 万円。補正後の額が 5 5 0 万円。

これに伴います、歳入の合計、補正前の額が 6, 1 8 6 万 8, 0 0 0 円。補正額 4, 0 0 0 円。補正後の額が 6, 1 8 7 万 2, 0 0 0 円でございます。

2 ページ、歳出、款 1 農業集落排水事業費項 1 施設管理費、補正前の額 2, 1 2 4 万 5, 0 0 0 円。補正額 4, 0 0 0 円。補正後の額 2, 1 2 4 万 9, 0 0 0 円。

款 2 公債費項 1 公債費、補正前の額 4, 0 5 2 万 3, 0 0 0 円。補正額ゼロ。補正後の額が同額でございます。

これに伴います、歳出の合計、補正前の額 6, 1 8 6 万 8, 0 0 0 円。補正額 4, 0 0 0 円。補正後の額が 6, 1 8 7 万 2, 0 0 0 円でございます。

第 5 表地方債補正。起債の目的、1、下水道事業債、補正前の限度額 7 2 0 万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行でございます。利率は、年利 5. 0 % 以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。

補正後の限度額 5 5 0 万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に

同じでございます。

4ページの事項別明細書以後につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから詳細説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第15号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきたいと思います。

ページを開いていただきまして、7ページをごらんいただききたいと思います。

1項施設管理費目1施設管理費でございます。002職員人事人件費といたしまして、4,000円を計上させていただきたいということでございます。

戻っていただきまして、6ページでございます。

1項他会計繰入金でございます。目1一般会計繰入金。一般会計の繰入金といたしまして170万4,000円でございます。

それから、1項町債目1町債でございます。資本平準化債といたしまして170万円の減額でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 日程第15、質疑はないようですので、日程15、議案第15号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

ここで、10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

.....

日程第16. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第16号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、議案第16号、平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）でございます。

平成２８年度吉賀町一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億８，７９６万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１億５５４万１，０００とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第３表繰越明許費による。

地方債の補正、第３条、地方債の補正は第５表地方債補正による。

平成２９年３月６日提出、吉賀町長、中谷勝。

１ページでございます。

第１表歳入歳出予算補正、歳入、款９地方交付税項１地方交付税、補正前の額３３億２，４１７万４，０００円。補正額１，２５６万９，０００円。補正後の額３３億３，６７４万３，０００円。

款１１分担金及び負担金項１分担金、補正前の額１，３５８万５，０００円。補正額減額の８７０万９，０００円。補正後の額４８７万６，０００円。

款１２使用料及び手数料項１使用料、補正前の額７，５９４万６，０００円。補正額減額の６２３万３，０００円。補正後の額６，９７１万３，０００円。

款１３国庫支出金項１国庫負担金、補正前の額３億３，１７８万７，０００円。補正額減額の１，１５７万８，０００円。補正後の額３億２，０２０万９，０００円。項２国庫補助金、補正前の額３億６，２５６万６，０００円。補正額減額の５，７０６万１，０００円。補正後の額３億５５０万５，０００円。

款１４県支出金項１県負担金、補正前の額１億９，３５０万９，０００円。補正額減額の６２万５，０００円。補正後の額１億９，２８８万４，０００円。項２県補助金、補正前の額１億６，８２７万円。補正額減額の１，６５５万９，０００円。補正後の額１億５，１７１万１，０００円。

款１６寄附金項１寄附金、補正前の額３２０万１，０００円。補正額１００万円、補正後の額４２０万１，０００円。

款１７繰入金項２基金繰入金、補正前の額２億６，２３４万円。補正額減額の１，７０６万５，０００円。補正後の額２億４，５２７万５，０００円。

款１９諸収入項５雑入、補正前の額５，７８３万４，０００円。補正額減額の１，５８０万４，０００円、補正後の額４，２０３万円。

款２０町債項１町債、補正前の額１３億３，２０９万３，０００円。補正額減額の６，７９０万円。補正後の額１２億６，４１９万３，０００円。

これによります、歳入合計の補正前の額 7 2 億 9, 3 5 0 万 6, 0 0 0 円。補正額減額の 1 億 8, 7 9 6 万 5, 0 0 0 円。補正後の額が 7 1 億 5 5 4 万 1, 0 0 0 円でございます。

2 ページ、歳出でございます。

款 2 総務費項 1 総務管理費、補正前の額 9 億 9, 8 1 2 万 4, 0 0 0 円。補正額減額の 5, 5 1 9 万円。補正後の額 9 億 4, 2 9 3 万 4, 0 0 0 円。項 2 徴税費、補正前の額 4, 0 7 9 万 2, 0 0 0 円。補正額 1 2 万 6, 0 0 0 円。補正後の額 4, 0 9 1 万 8, 0 0 0 円。

款 3 民生費項 1 社会福祉費、補正前の額 1 1 億 4, 8 8 7 万円。補正額減額の 1, 2 3 4 万 1, 0 0 0 円。補正後の額 1 1 億 3, 6 5 2 万 9, 0 0 0 円。項 2 児童福祉費、補正前の額 4 億 9, 5 2 7 万 5, 0 0 0 円。補正額減額の 1, 6 9 0 万 2, 0 0 0 円。補正後の額 4 億 7, 8 3 7 万 3, 0 0 0 円。項 3 生活保護費、補正前の額 8, 2 2 0 万 1, 0 0 0 円。補正額 3 2 9 万円。補正後 8, 5 4 9 万 1, 0 0 0 円。

款 4 衛生費項 1 保健衛生費、補正前の額 5 億 3, 2 6 0 万 9, 0 0 0 円。補正額 3 2 5 万 3, 0 0 0 円。補正後の額 5 億 3, 5 8 6 万 2, 0 0 0 円。

款 5 労働費項 1 労働諸費、補正前の額 3 6 8 万 8, 0 0 0 円。補正額減額の 2 0 0 万円。補正後の額 1 6 8 万 8, 0 0 0 円。

款 6 農林水産業費項 1 農業費、補正前の額 3 億 2, 8 4 8 万 2, 0 0 0 円。補正額減額の 2, 8 9 5 万 1, 0 0 0 円。補正後の額 2 億 9, 9 5 3 万 1, 0 0 0 円。項 2 林業費、補正前の額 9, 3 4 9 万 1, 0 0 0 円。補正額 9 9 万 4, 0 0 0 円。補正後の額 9, 4 4 8 万 5, 0 0 0 円。

款 7 商工費項 1 商工費、補正前の額 2 億 2, 6 1 7 万 5, 0 0 0 円。補正額減額の 1, 1 5 5 万 3, 0 0 0 円。補正後の額 2 億 1, 4 6 2 万 2, 0 0 0 円。

款 8 土木費項 1 土木管理費、補正前の額 2 億 2, 6 2 6 万 5, 0 0 0 円。補正額減額の 9 2 万 9, 0 0 0 円。補正後の額 2 億 2, 5 3 3 万 6, 0 0 0 円。項 2 道路橋梁費、補正前の額 4 億 8, 3 9 7 万円。補正額減額の 7, 1 0 3 万 9, 0 0 0 円。補正後の額 4 億 1, 2 9 3 万 1, 0 0 0 円。

款 9 消防費項 1 消防費、補正前の額 2 億 8, 1 2 0 万 8, 0 0 0 円。補正額減額の 4 9 4 万 7, 0 0 0 円。補正後の額が 2 億 7, 6 2 6 万 1, 0 0 0 円でございます。

款 1 0 教育費項 1 教育総務費、補正前の額 2 億 5, 7 4 0 万 7, 0 0 0 円。補正額減額の 1 3 4 万円。補正後の額 2 億 5, 6 0 6 万 7, 0 0 0 円。項 2 小学校費、補正前の額 1 億 4, 7 6 8 万 9, 0 0 0 円。補正額減額の 1 5 3 万円。補正後の額 1 億 4, 6 1 5 万 9, 0 0 0 円。項 3 中学校費、補正前の額 1 億 9, 6 7 6 万 1, 0 0 0 円。補正額 2 0 万 7, 0 0 0 円。補正後の額 1 億 9, 6 9 6 万 8, 0 0 0 円。項 4 社会教育費、補正前の額 3 億 7, 5 1 6 万 1, 0 0 0 円。補正額 1, 3 5 8 万 7, 0 0 0 円。補正後の額が 3 億 8, 8 7 4 万 8, 0 0 0 円。

款12公債費項1公債費、補正前の額が7億2,088万8,000円。補正額減額の270万円。補正後の額が7億1,818万8,000円でございます。

これに伴います、歳出の合計、補正前の額が72億9,350万6,000円。補正額が減額の1億8,796万5,000円。補正後の額が71億554万1,000円でございます。

第3表繰越明許費、款2総務費項1総務管理費、町営駐車場整備事業1,300万円。項1総務管理費総合計画策定業務391万5,000円。項1総務管理費地区集会所建設事業費が339万2,000円。

款3民生費項1社会福祉費、臨時福祉給付金の経済対策分でございます。3,204万円。

款6農林水産業費項2林業費、町行造林事業で298万6,000円。

款7商工費項1商工費、彫刻の道整備事業1,895万9,000円。

款8土木費項2道路橋梁費、橋梁維持管理事業3,588万3,000円。項2道路橋梁費で、木部谷線改良事業で2,330万円。同じく道路橋梁費で元町丸町線改良事業が795万円。同じく道路橋梁費、夜打原相生線交通安全施設整備事業が3,285万円。

款9消防費項1消防費、コミュニティー消防センター下水道接続事業181万7,000円。

款10教育費項2小学校費、小学校空調設備設置事業4,310万4,000円。項4社会教育費、サクラマス交流センター整備事業1,358万7,000円。項5保健体育費、大野原運動交流広場整備事業6,010万6,000円でございます。

5ページの第5表地方債補正。起債の目的、1、合併特例事業債、補正前の限度額が4億1,150万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行でございます。利率は、年利5.0%以下。償還の方法は、記載のとおりでございます。

補正額が限度額4億3,680万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

2、過疎対策事業債、補正前の限度額は7億880万円。補正後の限度額が6億1,560万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、1項と同じでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第16号、一般会計補正予算の詳細説明を行います。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては、普通交付税は決定額を全額予算計上させていただきました。また、特別交付税につきましては、公的病院に対する影響額を減額をしております。それから、事業費の増減による国、県支出金の変更などが主なものでございます。

歳出におきましては、除雪委託費の増、それからサクラマス交流センターのごみ集積場の整備費、決算見込みによる不用額の減額などが主なものでございます。

それではまず、給与費明細書のほうからごらんをいただきたいと思います。

21ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1、特別職ですが、326万5,000円、報酬の減額でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊、あるいは放課後児童クラブの嘱託職員、地籍調査登記事務の嘱託職員報酬の不用額による減額でございます。

それから、続きまして、2の一般職のところの(1)総括ですが、職員手当が36万9,000円の増となっております。これにつきましては、手当の種類ごと、その下にありますように、扶養手当が3万9,000円の増と、時間外勤務手当が33万円の増でございます。こちらの理由につきましては、22ページのほうに記載しておりますけども、扶養手当については条件変更ということですが、結婚による扶養者の増によるものでございます。それから、事業に伴う増減は時間外勤務手当です。

それから、戻っていただいて、(1)総括のところの共済費12万6,000円増となっておりますけども、これにつきましては、給与改定による負担額の増でございます。

それでは、歳出予算のほうからごらんをいただきたいと思います。

12ページに戻っていただいたらと思います。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費の050その他経費、社会保険料は臨時非常勤職員に対するものでございます。

それから、臨時雇用賃金は不用額を200万円減額するものです。

次に、目3財政管理費の003財政管理費で震災復興特別交付税の返還金ということで、平成24年度に交付を受けました、特別交付税を返還するというものでございます。22万1,000円でございます。

それから、目5財産管理費の006基金積立金、ふるさと応援基金積立金。寄附額の増により積み立ての予算が不足するものでございます。150万円で、財源のところを見ていただきたら、その他のところに寄附金100万円ということで、歳入のほうにも計上がございます。

続きまして、目6企画費で007ケーブルテレビ事業費です。建物損害保険料から電柱共架料までの4項目につきましては、これは支払い方法が変更になったものでございます。従来は、町がこの項目に係るものを支払って、鹿足郡事務組合から使用料として歳入のほうで受け取っておりますけども、鹿足郡事務組合がもう直接支払うように変更したことによる減額でございます。

それから、新規加入者助成金。これは決算見込みによる不用額の減で100万円でございます。

続きまして、033地域おこし協力隊事業。地域おこし協力隊員の報酬並びに、一番下の、事

業委託料につきましては、雇用期間が9カ月の見込みが6カ月になったことによる減額でございます。

それから、費用弁償は研修参加者の減、普通旅費は募集旅費の減でございます。

それから、040団体負担金鹿足郡事務負担金ですが、監視カメラの河川監視カメラを設置したことによる負担金が223万7,000円と、災害、落雷等による災害共済、あるいは電柱移転工事等による負担金が383万1,000円。この383万1,000円については、同額、共済等から補填がありますので、諸収入のほうに、財源のほう見ていただいたら、諸収入383万1,000円というのがありますが、同額の歳入がございます。

そのほか財源のほうでは、県支出金は定住推進住宅整備支援事業補助金28万円。

それから、使用料及び手数料は先ほど言いましたように、支払方法が変更になりましたので623万3,000円の減。

繰入金の630万4,000円の減は、ふるさと創生基金ですけれども、地方創生事業の事業費の減によるものでございます。

それから、次に目の10自治振興費、021地区集会所の建設事業費。これは特別会計でも出ておりましたけれども、立河内集会所の建築ですが、平成29年度になったために平成28年度分を減額するものでございます。歳入のほうでも町債ありますが、過疎債を4,530万円減額をいたします。

続きまして、13ページです。

徴税費の目1税務総務費。これ職員人件費、先ほど言ったとおりであります。

それから、民生費の社会福祉費目1社会福祉総務費の003は特別会計で説明があったとおりで、012低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金事業費、これは申請実績による減額をするものでございます。228万円の減です。財源のところ見ていただきましたら、国庫支出金も同額減額となっております。

続きまして、目2高齢者福祉費で027デイサービスセンター管理費、維持補修工事費です。これにつきましては、六日市デイサービスセンターの浴室内の給湯管の補修工事を補修予算で計上しましたけれども、工法を見直しをすることによりまして、今年度は減額をして、再度29年度において予算計上させていただくということで、151万3,000円の減でございます。

それから、続きまして、目の6障がい者自立支援費、007精神障がい者通院医療費助成事業費、医療費助成費と通院費助成、それぞれ決算見込みによる不用額の減でございます。

それから、次に児童福祉費、目1児童福祉総務費の005児童手当支給費ですが、これにつきましては、決算見込みによる不用額の減でございます。

それから、006放課後児童対策事業費、放課後児童クラブ嘱託職員報酬。これも決算見込み

による減額でございます。

それから、14ページの臨時雇用賃金。これも同様に100万8,000円の減額でございます。

それから、013地域子育て支援拠点事業費ですが、これも臨時雇用賃金と助産師賃金、子育てサロンの賃金を決算見込みにより減額をするものでございます。

それから、財源のところが13ページの下のところに書いてありますが、国庫支出金、県支出金、それぞれ先ほどの児童手当の減額と、あるいは事業費の減等によって減額。県支出金は、児童手当は増額になっております。

それから、14ページのところで、目2保育所費で008地域型保育給付事業費、臨時雇用賃金。決算見込みによる減でございます。

それから、010施設型保育給付事業、保育所運営費補助金。保育単価の増額とゼロ歳児、途中入所者の増による147万4,000円の増額の補正でございます。

それから、011しまねすくすく子育て支援事業費、子育て支援事業補助金は、事業廃止による減、それから民間保育所の運営対策事業補助金は補助対象の保育所がなかったために減額をするものでございます。

それから、022保育士確保対策事業費、保育士正規職員化促進補助金。決算見込みによる不用額の減でございます。

その他経費は、国庫支出金還付金。平成27年の保育の資質向上研修国庫補助金の返還金5万4,000円でございます。財源のほうを見ていただきますと、国庫支出金45万2,000円は、保育給付費の増が60万7,000円と、特別保育事業の減15万5,000円を差し引きしたものでございます。

県支出金の203万円は、施設保育事業、特別保育事業、しまねすくすく子育て事業等々、歳出の減によるもので203万円の減となっております。

それから、目3母子福祉費、004児童扶養手当給付費、児童手当の支給費ですが、決算見込みによる不用額の減でございます。

それから、006母子家庭高等技能訓練促進事業費ですが、これも申請者がいないために全額減額をするものであります。

児童扶養手当の関係で、国、県支出金等の移動がございます。それから、県のほうは母子家庭高等技能訓練費の事業費の減によるものでございます。

続きまして、生活保護費目1生活保護総務費ですが、003生活保護総務費電算システム開発委託料は、番号制対応の決算見込みによる減額でございます。

国庫支出金の還付金は、平成27年度分の生活扶助費、介護扶助費、生活困窮者就労準備支援

事業等の国庫の返還金でございます。

続きまして、15 ページ、保健衛生費の目1、これは簡易水道の操出金です。

目2 母子衛生費、004 子ども等医療費助成事業費は、決算見込みによる不足分の増額をするものです。

それから、次に労働費の労働諸費目2 雇用対策費の003 雇用対策事業費ですが、決算見込みによる200万円の減額をするものでございます。これにつきましては、歳入のほうで繰入金を減額しております。ふるさと創生繰入金を減額しております。

続きまして、農林水産業費の農業費目2 農業総務費、これは人件費です。

それから、目3 農業振興費、011 中山間地域等直接支払交付金事業費、これは県支出金、平成27年度分の返還金4万3,000円でございます。

それから、016 新規就農者育成確保事業費、半農半X事業補助金。これは件数が6件から4件に減ったことによる減額336万円でございます。

16 ページの032 機構集積協力金交付事業費、旅費、協力金、全額減額をするものでございます。これに伴いまして、歳入のほうも県支出金等が減額となっております。

それから、次に目5 畜産業費、003 畜産振興事業費で優良牛導入事業補助金ですが、6頭分を減額するものでございます。90万円の減です。

続きまして、目6 農地費です。021 中山間地域総合整備事業費、高津川地区中山間地域総合整備事業費の負担金。

それから、029 農地環境整備事業費。立河内地区の農地環境整備事業負担金。それぞれ事業費が減となったことによる減額をするものでございます。

それから、031 多面的機能支払交付金事業、資源向上支払金交付金（長寿命化活動）は、新規がなかったので減額をするものでございます。

それから、県単農地集積促進事業費。これにつきましては、平成29年度事業としたために、平成28年度は450万円減額するものでございます。

これらの移動に伴いまして、県支出金、町債、分担金、負担金等の減額の歳入となっております。

続きまして、項2 林業費で目2 林業振興費、005 林業振興補助金、簡易作業路開設及び修繕事業補助金。件数、延長の減により100万円を減額するものでございます。

それから、021 町行造林事業費ですが、これは福川地区で新たに事業を開始するものです。事業委託料270万円、作業道開設900メートルでございます。

それから、測量業務委託料は、作業、調査、測量委託等でございます。これにつきましては、歳入のほうで県支出金等がございます。

それから、１７ページ、０２４町有林整備事業、事業委託料ですが、雪おこし事業がなかったことによる８７万２,０００円の減でございます。

それから、０２８木の駅プロジェクト事業。これにつきましては、実績見込により不足が見込まれる５４万１,０００円を増額するものでございます。

それから、０３０ふるさとの森再生事業の事業委託料は、２ヘクタールを予定していたものが１．４ヘクタールに減ったことによる減額６０万円でございます。歳入のほうも県支出金等が減額となっております。

続きまして、商工費で目１商工振興費です。０２４住宅改修事業費で補助金ですが、申請件数の減により２００万円の減額をするものです。

それから、０２８地域商業等支援事業ですが、これも申請件数の減により４００万円の減です。

創業チャレンジ支援事業費についても同様で、５０万円の減でございます。これに伴いまして、歳入のほうも県支出金、繰入金等の減額をするものでございます。

それから、次に目２観光費、００５観光施設管理費で、設計監理業務委託料、改良工事費。これにつきましては、高尻のログハウスの改修工事、平成２９年度事業とするために減額をするものでございます。

それから、目３都市農村交流費、００５地域間交流拠点施設管理費、これは柿木のエコビレッジの施設ですけれども、レストランの退去による補償金３３万８,０００円でございます。

それから、１８ページです。

土木費、土木管理費の目１土木総務費は、下水の操出金。

目２土木対策費で、００３地籍調査事業。登記嘱託職員の報酬は、雇用期間の短縮のために減額をするものです。測量業務は、事業費の減により４００万円の減でございます。これに伴いまして、歳入の県支出金も減額となっております。

続きまして、項２道路橋梁費で目１道路橋梁維持費、００３維持管理費、事業委託料は、道路補修の不足が見込まれる３６０万円を計上するものです。維持補修工事についても同様で１６０万円の計上です。移転補償費は、立河内の圃場整備が２９年度事業となったために２,０７９万２,０００円を減額するものです。

それから、除雪費は不足が見込まれる除雪業務に対する２,０００万円を補正計上をするものです。

それから次に、目２道路橋梁新設改良費、０２１の木部谷線改良工事から０４３の夜打原相生線の交通安全施設整備事業費までにつきましては、社会資本整備交付金の事業ですので、この事業間での増減、あるいは交付金自体が減額となっておりますので、それに伴って事業費を減額するものでございます。

それから、045町道坂折吉原線の改良工事、これから057町道新田原線の改良工事、町単事業費の減額により減額補正をするものです。歳入についても同様に減額となっております。

続きまして、19ページの消防費で、目3災害対策費の004防災無線維持管理費、これは立河内地区の、屋外子局の移転工事を予定しておりましたけども、これも平成29年度になったことによる494万7,000円の減額をするものです。

続きまして、教育費で教育総務費目2事務局費で005学校教育振興事業費、中学校体育大会出場補助金、これは実績により減額をするものです。

続きまして、小学校費の小学校管理費、023小学校施設整備事業費、これは朝倉小の屋根の修繕工事の不用額を減額するものでございます。

それから、次に、中学校費の中学校振興費で、007特別支援教育設備整備事業費、消耗品と、次ページに教材の購入費とありますが、これは柿木中学校に新たに特別支援教室を新設するための経費でございます。

続きまして、20ページの社会教育費目1社会教育総務費で、023サクラマス交流センター整備事業費で、これはごみ集積場を整備するための経費で、建築確認等の申請手数料、設計監理の業務委託、建設工事費です。資料のほうに図面がついておりますので、そちらのほうも後ほどごらんいただけたらと思います。

それから、次に公債費です。元金につきましては、利率見直し、あるいは据置期間の短縮による増でございます。利子につきましては、利率見直しによる減額でございます。

続きまして、歳入のほうに戻っていただきまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

地方交付税です。普通地方交付税が4,003万6,000円。これにつきましては、交付税の決定額を全額ここで計上させていただいております。

それから、特別交付税2,746万7,000円ですが、これにつきましては、公的病院の助成制度が変わったことによる、その影響額の減額をするものでございます。

それから、次に分担金及び負担金で、分担金の目5農林水産業費分担金です。中山間地域総合整備事業分担金、農地環境整備事業分担金、それぞれ事業費が減額になったことにより、減額するものでございます。

それから、使用料及び手数料、使用料で総務使用料のケーブルテレビ施設使用料。歳出のほうでも言いましたけども、支払方法が変更になったことにより623万3,000円減額をするものです。

続きまして、国庫支出金の国庫負担金目1民生費国庫負担金。児童手当関係は、児童手当の減額によるものでございます。保育給付につきましては、保育所運営費が増額になったことによる60万7,000円の増額でございます。

それから、9 ページ、民生費国庫補助金で低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金、事務費交付金と給付費交付金。決算見込みによる増減でございます。

それから、児童福祉費国庫補助金の地域子ども・子育て支援交付金は、放課後児童対策事業、特別保育事業、子育てサロン事業等の減によるものでございます。

それから、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金は4,528万8,000円。これは交付金が減額になったために、歳出のほうでも事業費で調整をしているところでございます。

それから、目9教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金。朝倉小の屋根の改修工事に係るものですが、870万円の減額でございます。

それから、次に県支出金で、県負担金、民生費県負担金で児童手当に係るものは被用者が増額で、それと特例給付が増額になっています。

それから、保育給付は決算見込みによる減でございます。

それから、土木費の県負担金、地籍調査事業は事業費が減額になったことによります335万3,000円の減です。

続きまして、県補助金で総務費県補助金、携帯電話等エリア整備事業補助金。これは過疎債の償還の町負担分を交付してもらうもので、93万1,000円でございます。

それから、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金が28万円の増となっております。

それから、10 ページで民生費の県補助金で、高等技能訓練事業等補助金ですが、これにつきましては、歳出のほうで事業費が減となっておりますので、それに伴う減額でございます。

それから、児童福祉費県補助金、地域子ども・子育て支援事業、しまねすくすく子育て支援事業、しまね結婚・子育て交付金、それぞれ事業費が減額になったことによりまして、歳入のほうも減額をするものです。

第1子・第2子保育料軽減事業費補助金は、この200万につきましては、しまね結婚・子育て交付金から組みかえるものでございます。ですので301万円の減額のうち200万円はこちらの部分となります。

それから、次に農林水産業費の県補助金ですが、農業費県補助金、半農半X事業から下のところまで、全て事業費が減額になったことによる減額でございます。

それから、次に林業費の県補助金は、森林環境保全造林事業補助金、ふるさとの森再生事業補助金は、事業費が減額になったことによる減です。

それから、合板・製材生産性強化対策事業補助金。これは町行造林事業を新たに始める、それに係る補助金が180万円でございます。

それから、次に商工費の県補助金で、地域商業等支援事業。申請件数の減により200万円を減額するものでございます。

それから、指定寄附金。寄附金の指定寄附金につきましては、ふるさと応援寄附の増額 100 万円でございます。

続きまして、11 ページ、基金繰入金でふるさと創生基金繰入金、これは地方創生事業の事業費の減により、1,706 万 5,000 円を減額をするものです。

それから、雑入につきましては、町有財産移転補償費につきましては、これは圃場整備の工事が 29 年度になったことによりまして、2,079 万 2,000 円を減額するものです。

それから、中山間地域等直接支払制度返還金、これは地元からの返還金 5 万 6,000 円。

それから、建物共済、ケーブルテレビの移設補償金。これはケーブルテレビ事業に係るものでございます。

それから、一部事務組合の負担金の過年度返還金。これはぎんなんの訴訟に係る負担金の精算による返還金 110 万 1,000 円でございます。

続きまして、町債です。過疎債につきましては、それぞれ事業費の増減により、というか事業費の減額になったことによる減額でございます。

それから、合併特例事業債につきましては、学校施設整備事業、それからサクラマス交流センター。学校施設整備事業につきましては、補助金が減額になったことによりまして、特例債を、新たに増額をするものです。サクラマス交流センターは、今回、整備をします、ごみ置き場の整備に伴うものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、議案第 16 号の提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 16 の、今年度の一般会計の補正予算の説明は終わっております。

質疑が残っておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） 第 3 表の繰越明許費について、お尋ねいたします。

基本的に町の予算は、単年度予算で単年度執行ということですが、やむを得ず繰越明許しなくてはならないということで、ここに計上されとると思うんですが、途中で補正予算とか、そういうことで計上されて、ここへ繰越明許せざるを得ないというのは、ある程度、期間がないとかでわかりますが、年度当初から当初予算で計上してあって、当初予算も昨年の 3 月議会で通過した

にも関わらず、なおかつ、ここに繰越明許で上げてある事業が幾つか見られます。それぞれについて、なぜ繰越明許しなくちゃいけなかったのか理由を教えてください。

○議長（安永 友行君） 岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 先ほど、上程をさせていただきました、議案第16号、ページ数が打ってございませんが、第3表の繰越明許費、14事業につきまして、やむを得ず繰り越しということで、御提案をさせていただいております。

この表によりまして、順次、上のほうから、町営駐車場整備事業、所管の管理職のほうから繰り越しに至った説明、概略のところを申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 所管でやるか、総務課からやる。課ごとに。（「課ごとでいいですか」と呼ぶ者あり）赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、総務課所管の事業のほうから、お話をさせていただきたいと思います。

まず、一番最初の町営住宅整備事業です。

これにつきましては、昨年の12月の補正予算で議決をいただきまして、その後、入札等の準備に入りましたけども、1回は最低制限価格より下の価格で落札者がなかったということで、それで1回入札が流れたわけで、2月の入札で、今、業者が決まったということで、工事期間が非常に短くなりますので、ちょっと3月までの工期では間に合わないということで、繰り越しをさせていただきました。

それから、次は、下から4番目、コミュニティー消防センター事業の下水道の接続ですね。これは、早くやらなきゃいけなかったんですけども、なかなか早めにできなかったということで、今度は逆に業者のほうで、今のサクラマス交流センターの建築のほうに業者がちょっと関わった関係で、なかなかそちらのほうでうまくいなくて、繰り越せざるを得なくなったということで、これは本当に事務の不手際もあろうかと思います。おっしゃるとおりだろうと思います。

それから、下から2番目の、サクラマス交流センター整備事業1,358万7,000円。これは、今回、補正で上げさせていただいておりますので、これについては、今から未発注での繰り越しということになろうかと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課が所管する事業につきまして、説明させていただきます。

上から2番目の、総合計画策定事業でございますが、これにつきましては、先般、全員協議会で報告させていただいたとおりでございますが、事務の手续のおくれと、評価取りまとめがおくれたことが主な理由でございます。

次3番目、地区集会所建設事業でございますが、これは、今、設計費を繰り越すということに

しております。予算の中でも説明があったと思いますが、集会所建設工事自体、平成２８年度で行うように計画をしておりましたが、立河内地区の圃場整備との調整により、設計業務のみ発注できたので、これを、今、想定しておりますのは、４月、５月ぐらいのところまでで設計をしたいと考えているところでございます。

本体工事につきましては、平成２８年度予算を全て削減しまして、平成２９年度で再掲する予定でございます。

その下の、３行下ですか、彫刻の道整備事業につきましては、当初計画しておりましたのは、彫刻で言いますと、およりんさんせ周辺の整備を計画しておったところでございますが、新たな彫刻を１体設置するということで、今の、ゆ・ら・らの中庭の整備を優先して行ったために、若干のおくれを生じたものでございます。ほぼ３月中には完成すると、今、想定しておりますが、一部は砂利敷きとかが残るため、この額を繰り越させていただきたいと考えております。

以上で、企画課所管の事業です。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、私のほうから４番目の民生費、社会福祉費、臨時福祉給付金（経済対策）につきまして、御説明申し上げます。

これは、昨年１１月から１２月にかけて、政府の閣議決定によりまして、平成２８年度中の国の予算において、臨時福祉給付金を低所得者向けとして交付をしますということが決まりました。そのことを受けて、補正で対応させていただいて、全体で３，３２１万２，０００円で、事務費１７万２，０００円だけ執行しておりまして、後、残ったものが３，２０４万円補正をするものです。

国におきましては、年度内執行ということは、もうこれは無理なので、全額繰り越しをしてもいいですよということをおっしゃっていますが、我々としては、何としても年度内に申請書だけは発行したいというふうに考えておりまして、事務費だけは執行させていただきました。先週で、私も封緘しましたが、１，５００人分を封緘しましたので、今週中には皆様方のお手元に申請書が届くというふうに思っております。ただ、執行につきましては、２９年度にならないと申請書が返ってきませんので、そういうふうな格好で繰り越しをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、産業課関係の上から５行目の農林水産業費の町行造林事業でございますが、この事業につきましては、国の補正予算に基づく補助金を活用するものでございます。今回、補正予算に計上しておりますが、初め、２９年度当初予算に、これに関する事

業は載せようという考えでございましたが、国の補正予算を使うということに決まりましたんで、前倒しで3月補正にかけて全額を繰り越すという形にしております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから建設水道課の所管いたします、7番目でございます。8、土木費、道路橋梁費、橋梁維持管理事業でございます。

この事業につきましては、国からの交付金をいただいて実施をしております、主に橋梁の点検、補修事業でございます。当初予算でいきますと、大体8,000万円余りの予算を持っておるところでございますけれども、修繕工事が、実は3カ所ございます。

修繕工事といいますと、六日市橋、今、役場の前の橋を修理しておるところでございます。それから、大和田橋の修繕、高尻川にかかっている橋でございます。この分につきましては、終了することができました。

それから、西組2号橋でございます。これは、高尻の西組でございますけれども、この六日市橋と西組2号橋が繰り越しの対象ということになっておるところでございます。

六日市橋におきましては、今現在、コンクリート橋でございます、その桁をはつりまして、断面修復等を行っていると、重要でございますけれども、どうしてもはつって鉄筋の状況を確認したときに、大体、形が見えてくる、ないしは補修の方法が見えてくるというところでございます、今回、はつりをかけましたところが、少しジャンカがみられるということがありました。専門家の詳しい所見等、それからコンサル等の専門家等を呼んできたり、そういったところで手間もかかったりいたしましておりまして、どうしても、工期内に工事が終わることができませんでした。これによって繰り越しをさせていただきたいということでございます。

それから、西組2号橋でございます。これにつきましては、上部工はしっかりしてございましたけれども、下部工が状況がよくないということで、下部工の一部を取り除きまして、下部工を、橋台ですね下部工と言いますのは、橋台をもう一度、悪いところをつくり直すと、そしてもう一回、上部工を、つまりは桁の部分と言いましょうか、床版の部分をかけ直すという工事でございますけれども、工事のほうに手間取っておりますと同時に、仮設等の水道管が、実は本管が通っておりまして、そういった関係の調査を落としておったというところもございまして、その関係の対策等で、ちょっと予定以外の時間がかかってしまったということで繰り越しをさせていただきたいということが一つございます。

それから、その他橋梁補修の設計、それから点検業務を行っておるわけでございます。吉賀町には270橋余りの橋がございまして、5年間の計画で点検をかけているところでございますけれども、今現在まで110橋余りの橋の点検を26年度からの点検で終わらせているところでご

ございますけれども、28年度につきましては、40橋余りの計画をしておるところでございます。

ただ、修繕の事業と、それから点検という2つの事業を同時に、ウェイト的に言いますと、1人ないし2人という状況で取り組んでいる状況でございまして、どうしても点検等がうまく進んでいかないという状況もございました。

そういったところも含めまして、400万円余りのお金を修繕に対する設計費のほうに回らせていただいて、設計の計画をしたいということで、400万円と言いましょいか、設計費用分の繰り越しをさせていただきたいということで、合わせまして3,588万3,000円の金額については、繰り越しをお願いをしたいというところでございます。

それから、その下、木部谷線の道路改良事業の繰り越しでございます。

この事業につきましては、平成9年から、町道木部谷線を改良してまいりました。ことし、28年度、それから29年度におきまして完了を見るというところでございます。完了を見るんではございますけれども、28年度の終了工事部分が実は、「たくり」と申しまして、急勾配をS字を上がっていくという、そういう箇所にあたりまして、28年度分につきましては、そのS字の下側から上に向いて、簡単に申しますとS字を緩くする、勾配をとりながらS字を、大体、真っすぐにしていくという線形をとっているわけでございますけれども、S字構造である関係で、「たくり」の関係がある関係で高低差がかなりあります。ですから、下側から28年度工事を行っていったんですけども、ここの部分の差がある関係で、ここを道を取り崩してしまいますと、長く時間をかけて通行どめをする必要が出てきます。その関係もあったものですから、なるべく28年度工事で完結をしたいというふうに考えておりましたけれども、工事のほうはうまく進んでまいまして、お金が余る状態になりました。そういった状況を受けまして、29年度工事と合わせられるような形で、工事を間断なくしたいということがございまして、28年度で少しお金が余った部分を繰り越させていただいて、29年度部分の工事と一気にやってしまいたいという関係で繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

それから、その下、夜打原相生線の交通安全施設整備でございます。

柿木の町の中、高津川にかかっております。歩道橋の工事でございます。これにつきましては、今回の28年度工事は、右岸側の橋台を1基設置するという工事でございます。工事のほうは順調に進んでおるところでございますけれども、実は仮設をするために約3,000立米の盛り土を、周りの周辺の高津川から、河原から採取をいたしまして、仮設材として使用しておるところでございますが、この集めました土、実は高津川の土でございますので、元に戻そうというところで、採取したところに返したいということで計画はしとったんですけども、地元の要望等もあり、土を元に戻すことができなくなりました。3,000立米の土を構外へ搬出するという作業に手間取るということも予想されますので、工期内に、3月の下旬までにはちょっと

間に合いそうにないということで、繰り越しをお願いをさせていただいておるという状況でございます。

理由につきましては、以上の内容でございます。

○議長（安永 友行君） 元町丸町線。

○建設水道課長（早川 貢一君） 失礼いたしました。元町丸町線の工事でございます。これにつきましては、やはり国のお金をいただきまして、薄層舗装、つまりは六日市の町の中にあります、視覚による車歩道分離の色塗りと言いましょいか、歩道部分の色の着色でございまして、実はこれにつきましては、公安の協議ということが必要になってまいりますけれども、その公安の協議に手間取ってしまいまして、不測の時間がかかってしまいました。これにつきましては、繰り越しをさせていただきたいということの理由でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、教育委員会が所管しております事業の繰り越しの理由を述べさせていただきます。

下から3番目、教育費でございますけれども、小学校空調設備設置事業です。これにつきましては、補正で対応させていただきまして、それから設計をして2月の臨時議会で工事のほうの契約議決をいただいたところでございます。

元々が、ちょっと工期的に厳しい中で、3月31日までの工期ということで発注をしております。それで、後ほど議案第18号で請負契約の変更についてということで、御提案をさせていただきましても、いろんなところで、ちょっと支障が出まして工期を延ばさざるを得ないというところで、今回、繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

それから、一番下の大野原運動交流広場整備事業でございます。これにつきましては、グラウンドゴルフ場の整備でございます。グラウンドゴルフ場につきましては、2つにわけて今まで事業を進めておりまして、平成27年度から建築部分、休憩所、トイレ等につきましては設計をしまして、平成28年の当初で工事費を予算計上させていただいております。

それから、グラウンドゴルフのコースにつきましては、平成28年度で設計に入りまして、工事費も、それで補正で対応したと思っておりますけれども、実は建築部分の一部がコースの設計をしないと数量が確定しないという部分がございます、コースの設計をして、そのあと建築の設計も確定されて数量が出てきたという中で、発注がおくれたということもございます。いずれにいたしましても、コースも芝の適期が、大体、春に植えるのが芝の適期というふうに聞いておりますけれども、そういった中で、年度内に工事を発注して、春に植栽して秋まで養生をみるというようなことで考えておりまして、予算の性質上、年度内発注で、年度内工期で発注をいたしまし

たけども、繰り越しとして工期延期をしたいというふうに考えております。

以上のようなことが理由でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、この繰越明許の理由を説明いただいたわけですが、当初予算でせっかく予算が通過したもんが、こうやっていろいろな事情があつて繰り越しになるというのはわかるんですけど、できたら、今、20分ぐらい説明に要したわけですが、文書で主な理由を提示していただくように、議長にお願い、お諮りしてもらえるようお願いしときたいと思います。

○議長（安永 友行君） 庭田議員。今の説明で事足りるように思いますが、いかがですか。今の説明で丁寧と、私は思ったんで、事足りるような気がするんですよ。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今年度のことを言うんじゃないくて、あれだけの膨大なものをメモをするといっても大変なことです。書類として出してもらえたらと思って発言したわけです。ことしというわけじゃなくて、来年からのことを言つとるわけです。

○議長（安永 友行君） はい、検討します。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 今、10番議員のほうからありました、件につきましては、今、議長のほうからございましたように、来年度以降のところについての対応については検討をさせていただきたいと思います。

それで、先ほど14事業について、それぞれ担当課長のほうから説明をしたとおり、当然、当初予算で計上させて可決いただいたものにつきましては、年度内完成なり、業務の完結ということで、努力しているのには間違いございません。

ただ、先ほどそれぞれ申し上げましたように、主には3つの要因ということでございまして、1つは国の補正予算の関係、2つ目といたしましては、ほかの事業との関連ですね。それから3つ目は、現場の状況等によってやむを得ずスケジュール等が変更せざるを得ない、こういった要因だろうと思います。

ただ、1番目の国の補正予算はともかくといたしまして、2つ目、3つ目の要因等につきましては、幾らか検討の余地もあるし、それから改善の余地もあろうかと思っておりますので、またこのあとには、29年度の当初予算の議案につきましても、提案をさせていただく予定でございしますが、当然、単年度の中で事業を完結できるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 17ページの005地域間交流拠点施設管理費の33万8,000円ですけど、補償金となっていますけど、これの33万8,000円という補償金の根

拠の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） それでは、ただいまの質問にお答えします。今回の、この補償金につきましては、吉賀町地域間交流拠点施設の使用の中止に伴います施設からの退去に係る補償金であります。

相手方といたしましては、施設内のレストランを使用していました「レストラン花山椒」で、使用されていた期間は、指定管理者が管理していました平成27年の9月1日から、町の直営管理となりました昨年4月を経まして、昨年の12月末までの1年4カ月の期間であります。また、直営管理以降は、町との覚書の中で、使用期間を本年の3月までとし、1年ごとの更新ということとしていましたので、3カ月前倒しでの退去をお願いしたところであります。

退去に当たりまして、相手方との話し合いの中で、オープンに当たっていろいろ投資をしているんですが、わずか1年余りの期間で使用できなくなるのはいかなものだろうかとか、投資した甲斐がないのではないかと。そういったことや、町の都合により退去をお願いしているということから、補償金を支払うこととしたものであります。

補償金の金額につきましては、オープンに当たって投資した経費を提出していただきまして、自己責任部分ということも考え、折半を基本として、覚書で交わしました使用期間の3カ月前倒しの退去ということも考慮いたしまして、相手方との話し合いによりまして、オープンにかかった経費の6割ということで合意いたしまして、その金額33万8,000円を予算計上したものであります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 15ページの農林水産業費、農業振興費の、016新規就農者育成確保事業費で半農半X支援事業補助金6件の予定をしていたものが、4件ということですけども、この見込みとの差異の状況についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

半農半X事業は、当初予算で876万円計上しておりました。これは、5人と1夫婦という形で、いわゆる6件分ということで予算計上しておりましたが、実質、確定しましたのが4人ということで、いわゆる2件分減ったわけですが、その2件の内訳というのが、1人がひと月当たり12万円支給するわけですが、12万円の10カ月分、これが120万円と、もう一つは、もう1組と言いましたが、夫婦の場合には月に18万円出ます。この18万円の12カ月分、216万円、これを合わせた336万円を、今回、減額と予算計上しておるということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桜下議員。

○議員（４番 桜下 善博君） １７ページの０２４、０２８、０２９のそれぞれの事業費が６５０万円減額になっておりますが、先ほどの説明では申請が少なかったという説明がありましたが、当然、２９年度もこの事業はされると思うんですが、なぜ申請が思ったよりも少なかったとか、何か検討をされておられますか。それとも、その対策について何かあればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

まず、住宅改修の促進事業の件につきましてですが、これにつきましては、かなり前からやっております、好評を得るわけですが、今年度に限りましては、昨年２７年度の決算では７８０万円ぐらい、実は補助金を出しておるんですが、今年度につきましては、２月の初めの時点ですが４５０万円から５００万円、その程度しか補助金の申請が出ておりません。というのも、かなり行きわたっているということもあるでしょうし、実際、業者の方が、ことは忙しいということもあろうかというふうには産業課のほうでは考えております。当初予算につきましては、２８年度当初よりは若干落としたものを計上しておるということに予定しております。

それから、地域商業支援事業につきましては、これについては、実際、申請が出てみないとわからないということがございます。実際、これについては当初予算で３件見込んでおりましたが、実際、申請があったのは１件ということでございます。

それから、創業チャレンジ支援事業、これにつきましても、予算的には４件分をしておりましたが、実際、現在、出てるのはないですが、話が、今、産業課にきておまして、３月末までに支給する可能性があるものが３件ございますので、それを除いたものを残しておるということで、なかなか当初で見込みを立てるとするのは難しいところがございますので、御了解願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第１６、議案第１６号平成２８年度吉賀町一般会計補正予算（第１０号）の質疑は保留して次に進みます。

日程第１７．議案第１７号

○議長（安永 友行君） 日程第１７、議案第１７号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、議案第１７号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定において準用する、同条第1項の規定に基づき過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）を別紙のとおり変更するので議会の議決を求めるものでございます。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、所管をしております企画課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、私のほうから議案第16号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明をいたします。

参考資料の2ページをお開きください。

この過疎計画につきましては、平成28年度から32年度までの5カ年のものでございまして、昨年3月に議決いただいたものでございます。

今回の変更の内容は、主に新規事業に伴う追加となっておりますが、公共施設総合管理計画との整合、表現の変更及び一部誤記載がございましたので、これについて変更するものでございます。

横長の左の表から、区分変更前、変更後となっております。では、順を追って説明させていただきます。なお、変更箇所につきましては、アンダーラインを、下線を引いておりますのでその部分となるものでございます。

まず、基本的な事項の（1）過疎の状況の中で、御指摘いただきました過疎の年数に誤りがありましたので、これを45年にわたる過疎対策に変更しております。

次に、（6）公共施設等総合管理計画との整合について、今回、計画が策定することになりましたため、内容を平成28年度中に策定される吉賀町公共施設等総合管理計画の基本原則に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施するに修正したものでございます。

続きまして、2、産業の振興、（1）、現況と問題点の表中、住民基本台帳の出典の年度が誤っておりました。平成21年度となっておりますが、これは平成23年度に修正するものでございます。その中の事業につきまして、農業の中で、農業基盤整備促進事業を追加しております。

それと、（5）企業誘致の中で、雇用促進賃貸住宅整備補助事業とありますが、これを制度にあわせて、民間賃貸住宅建設補助金に変更いたします。同じく、東京スカイツリー活用事業を墨田区等交流事業に変更しております。

（4）公共施設総合管理計画との整合につきましては、先ほどの説明と同様となっておりますので、この項目以降は全て同様となっておりますので、説明は省略させていただきます。

3ページ中段の表になりますが、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流促進の事業の中で、（1）市町村道でございますが、これに下線を引いております道路7路線と橋梁、その下の

表になりますが、橋梁の1カ所の事業の追加を行っているものでございます。

次ページに移らせていただきます。

上段の表、4、生活環境の整備の事業中、水道施設、簡易水道の中で上水道施設老朽化対策事業を追加しております。

続きまして、(6) 過疎地域自立促進特別事業の中に2つの事業、公共下水道施設固定資産調査評価事業と農業集落排水施設に関わるものを追加しております。

続きまして、4ページの下段のほうになりますが、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業でございまして、ウ) 障がい者福祉の中で、文章の中段で公共施設や道路などのユニバーサルデザイン化の中に、公共施設や道路などの整備やユニバーサルデザイン化ということで整備を追加したものでございます。

事業につきまして、障がい者福祉施設の中で地域活動支援センター整備事業というふうに修正したものでございます。

続きまして、5ページに移りまして、7、教育の振興中、事業の中でスポーツ文化交流促進事業を追加しております。

次に、9、集落の整備の中で事業名が、先ほど説明しましたが、雇用促進賃貸住宅整備補助事業とありましたものを民間賃貸住宅建設補助事業に、東京スカイツリー活用事業を墨田区等交流事業に変更するものでございます。

次のページ移りまして、6ページでございしますが、ここは過疎地域特別対策事業、いわゆるソフト事業というものを先ほどの中から抜粋して再掲しているものでございまして、公共下水道施設固定資産調査評価事業及び農業集落排水に伴うもの、それとスポーツ交流事業を再掲しているものでございます。

変更箇所については、以上でございます。

7ページになりますが、過疎地域自立促進法に基づく島根県との協議は、平成29年に2月27日について協議が整っていることを申し添えておきます。

以上で、議案第16号の詳細説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第17、議案第17号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第18．議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第18号請負契約の変更について（平成28年度吉賀町立小学校空調機設置工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第18号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

記

1、契約の目的、平成28年度吉賀町立小学校空調機設置工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。

3、契約金額、5,907万6,000円。うち消費税は437万6,000円でございます。

4、工期、変更後、平成29年2月7日から平成29年6月30日まで。変更前は平成29年2月7日から平成29年3月31日まででございます。

5、契約の相手方、島根県益田市遠田町1916番地4、北陽電気工事株式会社、代表取締役 福原千壽。

以上でございます。

なお、詳細につきましては、所管いたしております、教員委員会、光長教育次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、議案第18号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

定例会の参考資料のほうの8ページをお開きください。

工事名等につきましては、先ほど議案にあったとおりでございます。

工期につきまして、3月31日までということで契約をさせていただいております。御承知のように2月の臨時議会におきまして、契約議決をいただいたものでございます。2月7日から3月31日までの工期ということで、当初、契約をさせていただきました。それを6月30日まで延期するというものでございます。

もともと2月の契約議決のときにもお話をさせていただいておると思いますけども、予算の性質上、年度内で、一応、工期を切つての契約をせざるを得ないという状況でございました。先ほど、繰り越しの説明の中でも申し上げましたが、去年の秋に補助事業の対象としていただけ

るということが決まりまして、それから設計、それから工事の発注というところで、ちょっと工期的に無理なところで発注をしてきたと。それも平成29年の夏に空調が間に合うようにというところで、このようなことになっております。

変更の理由でございますけども、配電盤は外注をされるようでございますけども、これについて、かなり製造に日数がかかることや、実際の施工に当たりましては、授業をしながらの現場の施工になります。そんな中で、施工にやっぱり制約を受けるということで、6月末まで工期をとらないと施工が困難だということでございます。

2月に本契約をいたしましてから、工程会議等実施をいたしまして、各学校、5つの小学校から先生方にも出ていただきまして、いろいろと工程等詰めてきたわけですが、なかなかやっぱり施工ができる日が限られてくる中での工事となるということで、今回、工期延期の議決をお願いしたいということでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、次長のほうから説明がありましたが、2つ理由があったと思うんですけど、配電盤の製造に時間がかかるということと、時間的に授業に支障を来すということだと思うんですけど。配電盤の製造に不足の日数を要するというような、今の説明ではどのぐらいの日数が必要なのかということは説明ありませんでしたけど、どのぐらいの日数を要するから工事がおくれるというふうに把握されていますか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 配電盤の関係につきましては、施工図をつくって納入業者に発注をいたしまして、約2カ月必要というふうに、今、聞いておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この工事に当たりまして、配電盤の撤去等があると思うんですが、その際に、古い配電盤等にはコンデンサの中にPCBは使われているというふうなことが言われておりますが、その辺の指摘は業者のほうからはございませんでしたか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今回の工事で、既設の配電盤の撤去は入りません。ありません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第18、議案第18号請負契約の変更について（平成28年度吉賀町立小学校空調機設置工事）の質疑は保留をしておきます。

ここで、10分間休憩します。

午後 1 時53分休憩

午後 2 時03分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 19、議案第 19 号

○議長（安永 友行君） 日程第 19、議案第 19 号吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、議案第 19 号吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定についてでございます。

吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき議会の承認を求める。

平成 29 年 3 月 6 日提出、吉賀町長中谷勝。

これは、施政方針にもございましたように、新年度から新たに設置するセンターでございます。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、ただいま上程されております議案第 19 号吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定につきまして詳細説明を行います。

この条例につきましては、子育て世代包括支援センターが平成 26 年 12 月 27 日に、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されたことに伴いまして、子育て世代の産前産後のサポートを推進するために市町村が設置することが打ち出されました。

このことにつきましては、2 月 16 日の議会全員協議会におきまして、概略の説明をさせていただいておりますので、背景や仕組み等につきましては、説明は割愛させていただきます。

早速、条例本文の逐条につきまして、御説明申し上げます。

条例名は、吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例ということで、目的及び設置ですが、第 1 条としまして、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健育児等に関する支援体制を構築することを目的として設置するものであります。

名称及び位置につきましては、名称は、吉賀町子育て世代包括支援センター、位置は保健福祉課内に置きます。

事業ですけれども、（1）としまして、妊娠、出産、育児等に関する相談及び支援に関すること。

支援を必要とする者の早期の把握並びに支援プランの策定及び評価に関すること。妊娠、出産及び子育てに関する関係機関との協議及びネットワークづくりに関する事。妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築に関することです。

職員としまして、第4条ですけれども、センター長、保健福祉課長をもって充てるということで、実質的には保健福祉課の中に兼務で内室を置くという、そういうイメージのものを、イメージしていただければありがたいというふうに思います。

5条、6条につきましては、割愛をさせていただきます。

附則ですけれども、29年の4月1日から施行させていただくということでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） これ新しく内室ということとされるということなんですが、兼務という説明も聞きましたが、これによって職員の仕事がふえるというか、職員への負担が増加するということは、どのように考えておられるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 職員の負担の問題ですけれども、まず、センター長兼保健福祉課長ということになりますから、現在、育児に関することであったり、児童の問題であったり、それから、特別には難易度の高い業務として、児童虐待の問題がありますけれども、そういったことについては、現行の制度の中で十分賄えているというふうに思います。

それから、新たに採用する職員は、先般2月16日の全員協議会で申し上げましたように、嘱託で2名の職員を雇い入れをするというふうになっております。

この嘱託の2名の職員につきましては、事業内容としまして、利用者の個別ニーズの把握であったり、情報の収集の提供であったり、それから連絡、調整、協働の体制づくりということになります。こういった業務につきましては、新たに雇用する職員が担いますので、現行の保健師との関係性、それから教育委員会との連携。そういったものは、保健師を中心にコーディネートをしながらか、特別に、子育て支援に関することであれば、こちらのほうに振っていくということになりますので、新たに、現在より職員にそう大きく負担がかかるというふうには、今、考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 関連ですが、内室をつくるということですが、今、人口問題、いろいろ地方創生総合戦略の中でも、人口、特に若い方をふやすということになれば、この条例

は非常に重要な子育て世代と言いますか、人口をふやすということに関しても安心して子育てができる、出産ができるということでは、大変、重要な条例だと思うんですけど、その中で内室ということでしたけど、先ほど、同僚議員からもありましたが、つまり重要があるがゆえに内室ではなくて、独立した機関にするというような検討はされたんでしょうか。どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。この質問につきましても、先般の2月16日の全員協議会の中で出た質問だと思いますので、同じような答弁になるかと思いますが、当然、我々も正職員で雇い入れをしたらどうであろうかということの検討はさせていただきました。我々が視察をした視察先を申し上げれば、光市役所、それから下関市役所、それから宇部市役所、それから鳥取県の日吉津村。この4つの自治体を視察をさせていただいたんですけれども、やはり市では光市が専任職員を配置しておりまして、それ以外のところは、やはり内室という格好でした。その職員も、子育て支援コーディネーター、母子保健コーディネーター、これは1名ずつ、母子保健型は配置をしなければいけないんですけれども、1名が嘱託であったり、2名とも嘱託であったりというような格好でしたので、我々としても当面100人も200人も産まれる状況にないので、やはり様子を見て対応していきたいというふうに思って、当面は嘱託でということと考えるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、本件についても日程第19、議案第19号吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第20、議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第20号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、議案第20号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定についてでございます。

蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

この件につきましても、先般3月2日の全員協議会で説明をさせていただいておりますが、本

日のところで改めて所管をいたします教員委員会の次長のほうから詳細説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、ただいま上程されております蔵木中・六日市中統合検討委員会の設置条例につきまして説明をさせていただきます。

3月2日の全員協議会でも説明させていただいておりますので、ごく簡単に説明をさせていただきます。

これまで、統合検討委員会の設置につきましては、設置準備委員会を立ち上げまして、4回の議論を重ねてまいりました。その中で出ました意見といたしましては、2校が統合して新しい中学校を設立するんだという気持ちで、統合検討委員会に臨もうと。それから、子供たちの教育について、主眼を置いて協議をしていこうということを確認しております。

また、委員につきましては、六日市、蔵木両地区の自治会、そして保護者の代表者で議論することを基本としまして、必要に応じてその他の委員を委嘱することができる。

それから、設置期間につきましては、最終報告を行う日までというようなことで大まか確認をしました。

それに基づきまして、条例案を作成をいたしまして、設置準備委員会のほうでも確認をさせていただいたところでございます。

まず第1条に、設置の目的と設置期間を定めております。先ほど申し上げましたように、新しい中学校を設立するという気持ちで検討委員会に臨むということでございます。

第2条につきましては、検討する項目を上げておりますけども、いずれにしても子どもたちの教育に主眼を置き、議論をしていこうということでございます。

それから、第3条については、委員について規定をしております。先ほども申し上げましたように、蔵木、六日市両地区の関係者で、組織をしていこうということでございます。

それから、第5条でございますけども、ここの中で必要があれば委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができるというように規定をしております。

それから、第7条でございますけども、必要があれば専門委員会を設置することができるように規定をしております。

大まかには、そういった内容で、今回、検討委員会を設置するというところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 2条の1の中に、位置とか名称とか校章等に関する事というこ

とがありました。統合の時期については、この検討委員会から教育委員会に報告が出て、教育委員会が検討して議会に上程をするんですか。それとも時期については、この検討委員会の中では具体的に検討はされないんでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 設置準備委員会の中で、私は、その設置準備委員会の中に出させていただいていたんですけども、その議論の中で、この2条に関わる部分については、あまり深い議論になりませんでした。やはり、それより第1条に上げました新中学校を設立するんだというところに、こだわったりだとかいうのはあったんですけども。といった中で、この2条の所掌事務ということで書いておりますけども、先ほど言われました、統合の時期につきましては、当然、話の中で、検討委員会の中で話させるだろうというふうには思っておりますけども、ここにそこまで明記するというような議論になっていなかったの、上げてないんですけど、（6）で新中学校の設立に関し必要な事項に関するということ、検討委員会の中で話が出てくれば、当然、そういうことも議題に上がってくるんじゃないかというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑もないようですが、日程第20、議案第20号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第21 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第21号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第21号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

この件につきましても、教員委員会次長のほうから詳細の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、議案第21号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案の次のページを見ていただけたらと思います。

吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例ということでございます。

この内容につきましては2つございまして、一つは公民館長の報酬を改定するもの。もう一つは、先ほどの議案にありましたけども、蔵木中・六日市中統合検討委員会の委員さんの報酬について規定をするものでございます。

まず、公民館長の報酬でございます。

公民館長の報酬につきましては、皆さん御承知のように、平成28年1月の吉賀町特別職報酬等審議会の答申によりまして、年間の実働時間や業務量の増加等の勤務実態や地域で果たす公民館の役割、重要性から考えても改定するのが適当であるということでございまして、それまでのところが年間44万800円という報酬でございました。それを月額7万円にするということで答申をいただいたところでございます。

平成28年の4月から月額5万円ということで改定をいたしまして、1年ずつ1万円を増額していって、平成30年に月額7万円にしようということでお願いをしておるところでございます。したがって、平成29年4月から、月額6万円に改定したいということで、今回、条例を提案させていただいております。

また、蔵木中・六日市中統合検討委員会の委員さんの報酬につきましては、委員長が6,500円、委員が6,300円。ほかの同様な委員会と同額ということで、今回、規定をさせていただくということでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第21、議案第21号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第22、議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第22号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第22号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の育児休業等に関する条例（平成17年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり

り改正する。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

この案件は、上位法の改正によるものでございまして、詳細につきましては所管をいたします、総務課長のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第22号の条例改正の詳細の説明を行います。

参考資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

改正内容がそこにありますけれども、昨年の12月議会で法改正によりまして、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える条文。これがここにあります第2条の2ということで、新たに昨年の12月の議会で加えた条文ですけれども、この条文の中に出てくる児童福祉法の規定が出てきますけれども、この児童福祉法の法律改正が行われて平成29年4月1日から施行されることになったことに伴う条例改正でございます。

改正箇所につきましては、資料10ページのアンダーラインがついているところでございまして、第6条の4第2項を第6条の4第1号に改正するというものと、第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望しているものを第6条の4第2号に規定する養子縁組里親に改めるという内容のものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第22、議案第22号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第23. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第23号吉賀町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第23号吉賀町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町税条例（平成17年吉賀町条例第66号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

これは御案内のとおり、消費税導入時期の延期に伴います所要の措置でございます。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは税条例改正の詳細説明をさせていただきます。

この資料の11ページ、資料の新旧対照表をつけておりますが、この条例改正について概要を説明にかえさせていただきたいというように思っております。

先ほど、副町長からもありました。今回の条例改正、1条の部分については、通常の条例改正、条文のほうを見ていただきたいんですが、附則第7条3の2第1項中、41年度を43年度に、平成31年度を平成33年度に改めるという部分については、これは通常の改正でありまして、これについては、住宅のローン減税も適用年度を2年間延長するといった部分です。

それから、第2条以降が新旧対照表をつけたところでありまして、これについては、先ほど、副町長のほうから申しましたように、消費税導入が先送りになったという部分に伴う部分でありまして、昨年の条例改正の中でその部分を改正をしておりました。特に、軽自動車税の環境性能割。消費税導入に伴いまして自動車取得税がなくなるわけです。この部分で代替措置として環境性能割というものを導入しております。それが、消費税の引上げが先送りになったという部分で、この環境性能割については平成32年度からの導入という、そういう改正がされたということ。

それから、それに伴いまして軽自動車税のグリーン化特例の部分も延長していくと、それが消費税導入でなくなるという部分もあったんですが、これもしていくといった改正があります。

それともう1点、法人税も消費税の導入に伴いまして、ことしの4月1日から、今、100分の9.7%のところを、100分の6に引き下げる改正をしていたところではありますが、これについても、消費税導入の半年前の平成31年10月1日に先延ばしになったと、そういった部分の改正がされたというのが、2条以降でありまして、いろいろ書いてありますが、私が申しました部分が改正の内容ということになります。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。ないようですがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑もないようですので、日程第23、議案第23号吉賀町税条例等の一部を改正する条例についての質疑は保留をして次に進みます。

日程第 2 4、議案第 2 4 号

○議長（安永 友行君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第 2 4 号吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町地域自立支援協議会設置条例（平成 2 4 年吉賀町条例第 1 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出、吉賀町長中谷勝。

これは、昨年、施行されました、いわゆる障害者差別解消法、これに呼応した所要の措置でございます。詳細につきましては、所管しております保健福祉課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、ただいま上程されております、議案第 2 4 号吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

このたびの条例改正につきましては、上位法であります障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成 2 8 年 5 月に施行されたことに伴いまして、同法第 1 7 条に規定されている障害者差別解消支援地域協議会につきまして、市町村に設置の努力義務が課せられました。

このことにつきまして、吉賀町におきましては、吉賀町地域自立支援協議会が障がい福祉問題を包括的に協議、検討する機関として、既に一定の役割を担っているというところに着目をしました。

このたびの法律の施行に伴いまして、障害者差別解消支援地域協議会は、障がい者の差別解消のみに特化した組織として設置されるわけでありまして、吉賀町のような小さな自治体で新たな組織を立ち上げることは、行政システムのありようとして非効率でありまして、また、障がい者問題を分断して協議しなければならないという支障が生じる懸念もあります。既に設置されております、地域自立支援協議会のその役割を付与するという格好で条例改正を行うという趣旨のものでございます。

このことにつきましては、島根県障がい福祉課とも事前協議をさせていただいたところですが、地域自立支援協議会の中に、その権能の役割を課すことは差し支えないという見解をいただいておりますので、このたびの条例改正に至ったということでございます。

条例改正そのものは、非常に短いものでございまして、条例本文を見ていただいたらと思いますが、第 5 号の次に、次の 1 項を加えるとしまして、（6）障害を理由とする差別の解消

の推進に関する法律に関することにつきまして、障害者自立支援協議会の中で議論するという
とでございます。

以上で詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第24、議案第24号吉賀町地域自立支援
協議会設置条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第25、議案第25号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第25、議案第25号吉賀町家庭的保育事業等の設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第25号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第
17号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月6日提出、吉賀町長中谷勝。

これは、国の省令改正に伴う所要の措置でございます。詳細につきましては、所管いたします
保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第25号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

まず、このたびの条例改正でございますけれども、国において上位法であります、児童福祉施
設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正
する省令が改正されました。このことによりまして、当該条例改正の必要が生じて対応するもの
であります。

まず、改正のポイントですけれども、現在、マスコミ等でいろいろ問題になっておりますけれ
ども、全国的に保育需要が高まったことによりまして、待機児童対策として保育の受け皿を大幅
に拡大しているという実態があります。そのことに伴いまして、認可保育所並びに小規模保育事
業所、それからA型及び保育所型事業所内保育事業所において、設備基準や保育士配置要件を緩
和して、特例的運用を可能として保育需要に対応すると、そういう趣旨のものでございます。

議会参考資料の新旧対照表の35ページをお開きください。

36ページの上段のところをごらんになってください。4階以上の階というところが左側にありますが、左側の欄が現行で右側の欄が新でございます。その下のところで、中段のところに現行のほうで読み上げますと、バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる云々という部分がありますけれども、4階以上の階でこういった保育事業を行う場合には、外気に向かって開くことのできる窓、もしくは排煙設備を要していなくてもいいというふうに要件緩和がなされたということでございます。

それから、条例の本文にかえていただきまして、第6条から7条、8条、9条と附則のあとに、この4条を加えるというふうになっております。

これにつきましては、議会資料のほうで申し上げますと、38ページの右側のところ、附則以降、第1条から第5条省略をして、そこに第6条、第7条、右側の39ページに8条、9条とあります。随時、非常に長い条文ですので、ごくごく簡略に申し上げますと。まず、38ページ、新のほうの第6条でございますけれども、第6条は保育の需要に応ずるに足りる保育所、従来は1人にプラス1ということになっておりましたけれども、今回は、第6条の、当分の間以降が、改正のところのポイントですけども、第29条第2項以下ずっとありまして、合計数が1となるときは、第29条第2項または第44条以降、保育士の数は1人以上とすることができるということです。それまでは1人プラス1ということで2名以上だったんですけども、今からは1人以上いればいいと、1名でいいということになります。

それから、第7条ですけども、第7条は、今までは保育士とみなしの規定という、看護師が保育士のみなし規定になっておりましたけれども、第7条において、小学校教諭、それから養護教諭の普通免許状を持っていればいいというふうに改正をされました。

それから、第8条ですけども、1日8時間を超えて開所する保育所等々におきましては、保育士の換算を、全て保育士もしくは、今の、みなしの看護師でカウントしなければいけなかったんですけども、第7条の規定を運用して、一番最後のところですけども、開所時間通じて必要となる保育士の総数から、利用定員の総数において置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で保育士とみなすことができる。どういうことかと申しますと、全部が保育士、看護師でなくても、今の7条の規定を適用した保育士を引いても、保育士とみなすことができるというふうに運用を柔軟にしたということでございます。

それから、第9条におきましては、第8条の規定によらない施設においては、本文のほうで見ていただいたらと思うんですが、一番最後のところの3分の2以上置かなければいけないとありますけれども、全体の保育士の中に、幼稚園なり養護教員以外の保育士とみなされるもの、保育士及び看護師が3分の2以上いなければいけないと、全部、保育士、看護職でなくてもいいとい

うことで、要は全体を申し上げて言えば、保育士と看護師しか、今までは保育士として見なされなかったんですが、その中に養護教諭、それから小学校の教諭の免許を持っていれば、その方々も含まれていいですよということで、人員の要件の緩和したということでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課よりの詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、日程第25、議案第25号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留しておきます。

日程第26. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第26、議案第26号吉賀町斎場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第26号吉賀町斎場条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町斎場条例（平成17年吉賀町条例第130号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月6日提出、吉賀町長、中谷勝。

これは、現在の条例で定めております利用時間につきまして、運用上、支障を来している状況がございますので、その解消を図るべく、一部改正をするものでございます。

詳細につきまして、所管しております税務住民課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、吉賀町斎場条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料40ページを開いてください。副町長ほうからも紹介がありました40ページのところの図を見ていただきたいんですが、現行は、「通夜の時間が午後2時から翌日の午前10時まで」と、葬儀が午前7時から午後2時までというようになっておりまして、重複した時間と、空間といたしますかそういった部分があると。この部分後まず解消したいというのが、1点でありまして、その部分の解消については、改正を、火葬に関する利用時間は午前9時から午後5時まで、それからそこは変わりませんが、「通夜の会場の利用時間は午後2時から翌日の午前7時まで」

というように改正したいということであります。

葬儀の利用時間については、そのままにおきまして、それから、通夜をする場合、料金を、通夜は自分の家でして、葬儀を斎場ですという方がおられました。そういう場合、前日から夜と、一晩通して使われないということで、料金そのものを通夜の時間、料金としていただいておりますので、利用者のほうからちょっと、不公平じゃないかというような御指摘もいただいていたわけですが、このままというふうになりまして、通夜、それから準備の項を入れて、2分の1として、利用料金は通夜を使用しない準備だけの場合は2分の1の料金を新設したということ。

それからまた、通夜の準備が午後2時ですので、午後からでないと遺体の搬入を、遺体の搬入といえますか、そういうのがあって、直接、病院から続きたいというような相談があったりして、なかなか対応ができなかったわけですが、通夜の準備という時間で午前中から入れて、その辺の対応も図っていききたいということで、今回、このような改正を行ったところであります。

41ページに新旧対照表をつけておりまして、変わったところがありますので、これを参考に見ていただけたらと思います。今回、こういった改正で、住民の皆さんの利用に供したいと思っていますところですので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長からの詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、日程第26、議案第26号吉賀町斎場条例の一部を改正する条例についての質疑は保留して、次に進みます。

日程第27．議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第27号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第27号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月6日提出、吉賀町長、中谷勝。

これは、予定しておりました新築工事の完成に伴いまして、条例の整備をするものでございます。

所管をしております税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての詳細説明をします。

資料の４３ページに新旧対照表を載せております。平成２８年度におきまして、とびのこ山団地、第２年目の工事になるわけですが、２棟４戸の建築をいたしました。それに伴いまして、別表を追加するものであります。それとあわせまして、１期工事の面積が６４．９０平米だったんですが、ちょっとそこに誤りがありまして、６４．４０平方メートルが正しい面積ですので、それをあわせて訂正させていただいて、条例改正をするものです。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。よろしいですか。

日程第２７、議案第２７号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留をしておきます。

_____・_____・_____

○議長（安永 友行君） ここで、お諮りをします。本日、日程、かなり消化しましたので、これで延会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日は、これで延会にすることに決定しました。

本日は、これで延会します。

午後３時００分延会
